

河合町議会会議録

令和2年 12月9日 開会

河合町議会

令和2年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （12月9日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
馬 場 千恵子	3
中 山 義 英	15
長谷川 伸 一	38
常 盤 繁 範	57
○散会の宣告	69
○署名議員	71

令和 2 年 1 2 月 9 日 (水曜日)

(第 3 号)

令和2年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年12月9日（水）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	総務部参事	横山泰典
企画部長	福井敏夫	総務部長	澤井昭仁
福祉部長	浮島龍幸	住民生活部長	門口光男
まちづくり 推進部長	堀内伸浩	教育部長	上村欣也
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村卓也
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	広報広聴課長	桐原真以子
総務課長	小野雄一郎	税務課長	新井俊洋

まちづくり
推進課長
生涯学習課長

中島照仁
小槻公男

教育総務課長

中尾勝人

会議に従事した事務局職員

局長 佐藤桂三

局長補佐 高根亜紀

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号6番から9番の質問です。

それでは、受付順に質問を許します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（杵本光清） 6番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） おはようございます。

議席番号10番、馬場千恵子。通告書に基づいて質問をいたします。

今回は2点について質問したいと思います。

1番目に、全国的に広がる給食の無償化についてです。

憲法26条は、義務教育はこれを無償とするとしています。全ての子供が教育としての学校給食を保障されるためにも、国が責任を持って無償化することが課題となっています。給食に係る費用は、学校給食法によって食材は保護者負担、整備や運営費は自治体負担と定めら

れていますが、人口減少対策や少子化対策のために独自で無償化に取り組んでいる自治体が増えてきています。兵庫県の相生市では、子育て応援都市を宣言し給食無償化事業を行っています。さらに、栄養価の高い給食を経済状況にかかわらず食べることが子供たちの情緒を安定させる、このように言っています。ということで、固定費として位置づけて取組を進めています。2年後には転入者が転出者を上回っています。給食の無償化は自治体の判断で実施することができます。子育て支援の立場から、次の点についてお伺いいたします。

1、学校給食の無償化の実施について、どのようにお考えですか。

2、子育て支援のみならず、少子化対策、定住、転入の促進に効果的と言われていますが、いかがお考えでしょうか。

3、中学校、小学校で提供している給食はそれぞれ何食ですか。

4、多子世帯で、第3子以降は何名おられますか。

2番目は、まちづくりとしての空き家対策についてです。

河合町では空き家対策室が設置され、また空き家コンシェルジュと連携もされています。今後も空き家が増える傾向にありますが、景観を保ち、安全で安心して暮らせる河合町であるための対応が求められています。

そこで、安心・安全なまちづくりを進める立場でお伺いいたします。

1、空き家対策室の設置、空き家コンシェルジュとの連携で具体的にどのような変化、改善がありましたか。

2、河合町の空き家調査はどこがどういう形で行われていますか。また、その基準はどのようなものですか。

3、空き家対策をまちづくりの一環として取り組むことが重要と思われませんが、条例の制定などお考えでしょうか。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、全国に広がる給食の無償化について答弁させていただきます。

1つ目といたしまして、学校給食の無償化の実現について、どのようにお考えですかという質問でございます。

文部科学省では、授業料や教科書については無料としております。給食費については、学

校給食法に経費の負担が定められており、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に関する経費は設置者の負担とし、食材料費の学校給食費は保護者の負担と規定されております。また、準要保護に認定している方に対しまして給食費の実費分全額を補助しており、実質無償化となっております。

2つ目といたしまして、子育て支援のみならず、少子化対策、定住、転入の促進に効果的と言われていますが、いかがお考えですかということについてでございます。

無償化により、子育て支援の充実、少子化対策、定住、転入の促進など成果を上げられている自治体はございますが、公費で負担ができない要因といたしましては、継続的な予算の確保だと考えております。

3つ目、中学校、小学校で提供している給食はそれぞれ何食ですかについてでございます。年間の給食回数については、各学校の学年の年間行事に沿って回数を決定しております。小学校は約180食、中学校は約168食でございます。

4つ目、多子世帯で第3子以降は何名おられますかについてでございます。

令和3年度に在籍する予定、小学1年生から中学3年生までの第3子以降の人数は60人でございます。

以上でございます。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） それでは、私のほうからまちづくりとしての空き家対策について、3項目について回答させていただきます。

初めに、空家対策室の設置と空き家コンシェルジュとの連携について。

空家対策室は、平成31年4月に地域活性課に設置されました。設置前は、空き家に対する相談、苦情などは関連する課が対応しておりましたが、地域活性課に窓口が設置されたことにより、空き家相談窓口の一本化が図られました。空き家コンシェルジュとの連携により、職員が時間を取られていた法令に基づく相談内容などが迅速に対応が可能となりました。また、空き家が抱える問題解決へ導く提案もいただけ、職員の負担軽減にもつながっております。

2つ目として、空き家の抽出、調査方法及び基準はどのようなものですか。

国勢調査及び大字、自治会などから提供いただいた空き家情報を基に、住民基本台帳データ、上水道の利用状況などで居住実態の確認を行い、住民向けには空き家調査の実施につい

てということで大字、自治会に回覧で周知を図り、地域活性課職員が職員証を携帯して2名1組で561戸の家屋の現地調査を実施し、370戸の空き家を確認しました。調査方法及び項目については、国土交通省の空家調査の手引き、外観目視による住宅の不良度判定の手引きを参考にして実施しました。外観調査の段階では、敷地に立ち入ることはできません。このため、建物の外観を敷地外から目視で判断できる項目、最初に表札、郵便受けの状態、電気、ガスメーターの状況を確認しました。その後、建物本体の状態確認、住宅附帯設備の状況、庭の状態、敷地内にごみなどの放置物の確認を調査票に基づき実施しました。

最後に、空き家対策を取り組む上で重要と思われる条例の制定などお考えですか。

条例の制定は必要と認識しております。特措法で対応すること、条例で対処すべきと考える不全管理空き家について、特措法に網羅されていない予防措置、応急措置、緊急安全措置、特定空家の認定、除去費の助成など整理して、町民の生命、身体、財産を守る空き家対策を進めるべく、できるだけ早く制定できるように現在取り組んでおります。

私のほうからは以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） すみません、先ほど再質問は自席というのをちょっと言い忘れたんですけれども、給食費の無償化について、まずお伺いいたします。

この無償化についてですけれども、通告書にも書いていますけれども、この無償化については自治体が独自で取り組める制度であるということで、まず最初に申し上げておきたいと思います。それと、多子世帯ですけれども、60名ということですから、多子世帯というか第3子以降の人数が60名ということですから、この60名のうち就学援助を受けておられる世帯は何名ですか。それと併せて、小中学校で何名の方が就学援助を受けておられて、それは何%になるのかをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 第3子以降の60名のうち準要保護受給者につきましては10名でございます。令和元年度の実績にはなってしまいますが、準要保護の受給者につきましては全体で138人、全体の12%でございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この第3子以降の人数なんですけれども、実際に今私が求めていきたいと思っているのは、第3子以降の給食費についてですが、50名の方の援助ということになるかと思えます。そのうち、例えば就学援助の方が10名ということですので、全体的に見ますと、就学援助制度の中には給食費の無償化が入っているわけなんですけれども、その無償化の対象となる人数は全体の、138名就学援助を受けておられるので12%ということですが、就学援助を受けておられる割合が全国的に見ても少し低いかなというふうな感じがします。

実際に給食の援助を受けるに当たって、この就学援助制度が住民の方に周知徹底しているのかという点で、この制度についても自治体によってかなりばらつきがあるんですけれども、この制度を知っておられる方が少ないのではないかと思うのと、それと併せて、この制度そのものが保護者の方が見られてこれだったら申請してみようかというような、手続上の問題でちょっと面倒くさいとか面倒な面があるのではないかというふうに思えます。それと、もう一つは、制度は知っているけれども貧困であることが知られたら嫌だというような意識のある方もおられて申請に至らないという方もおられるという中で、河合町ではこれぐらいのパーセントになっているのではないかというふうに思います。

3子以降の無償化についてなんですけれども、就学援助制度を受けることができるのか、もっと多くの方にその制度を知ってもらってそのサービスが届くようになると実際にもう少し少ない数での支援で済むのではないかというふうに思われますが、その点についてどうでしょうか。

それと、現在、この無償化についてですが、全国的に広がりつつあるというふうに質問項目に書いていますけれども、それぞれのところで、ここの通告書の中にも書いていますが、相生市なんかでは子育て応援都市というふうに宣言をして取り組んでいる、またほかの地域のところでも子育て日本一というように事業に名前をつけて取り組んでいるというふうになっているところも多くあります。河合町においても子育て支援課というのが新設されているわけなんですけれども、この子育てを、安心して子育てができる、またこういった無償化を進めることによって転入者が増えてくる、安心して子育てができるというような好転したことが効果として得られるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

先ほども課長のほうからも継続的な経費がかかるということでは言われたんですけれども、確かにそう思います。今回だけの支援ということだったら比較の出しやすいいかなというふうに思いますけれども、河合町も財政的にも厳しいと言われている中で、継続的にこの費用を

出していくというのは厳しいのかなというような考えもありますけれども、将来的に見て、子育てがしやすい町、そして河合町で子育てをしてみよう、子育てをするなら河合町と思われるような、そういった町にしていくためにも目の前のそういった困難を乗り越えて、将来を見据えてこの制度を取り入れてほしいというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。特に、清原町長になってからも教育とか子育てについての取組も前向きで、重点課題として位置づけていただいているというのもありますので、この点についてのご意見もお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず初めに、就学援助の件でございます。

就学援助につきましては、校長会等また各家庭に、各世帯、保護者に対して必ず年度初めに通知のほうを送らせていただきまして、就学援助の呼びかけ等は行わせていただいております。学校のほうも、どういうふうな形で呼びかけということもあるんですけども、できるだけ相談があれば教育委員会に連絡するよにということ、こちらのほうからも指示はさせていただきます。

相生市の例も挙げていただきました。安心して子育てできるのかという効果でございますが、教育委員会だけではなかなか難しいのかなというふうには考えております。ですので、町が一丸となって少子化対策であったり定住促進に取り組むことが大切なことだということで、これからもしっかりと考えていきたいと思っております。

継続的な金額と言いますが、今回の場合でしたら給食、学校給食の費用というのは1人年額で5万円、小学校で5万600円かかります。そういった意味でも、今のお話でいきますと50人の給食費の無償化という形になってきますので大体250万かかると。これが毎年毎年かかっていくような形になってきますので、この部分だけではなくて全体的に、総合的にどういうことに対して子育て支援ができる、また給食費を無償化にすることによってどういう効果があるというふうなこともしっかりと考えながら予算のほうは、ちょっとこの場でどうしていくということはなかなか難しいんですけども、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） そしたら、今の議員の質問に対して答えさせていただきます。

私も長年教育現場におりましたので、今の質問は本当に重要な、そういう課題だと思っております。教育の中では、かつて全国的なそういう運動の中で教科書を無償にしようという、そういう運動もありまして教科書の無償化につながった、そういう歴史も実際ございます。現在は、先ほど担当課のほうから説明しましたように、要保護家庭それから準要保護家庭は公費でというか、教育費が保障されている、そういう現実になっております。ただし、今年はコロナ禍でとても経済的に厳しくなっている、そういうご家庭もございます。そういうことで、今年の一次対策では3ヶ月子供たちの給食費を無料にするということで行ってまいりました。

また、他方、河合町の中でも、私もちょっと毎月様子を見に行っているんですけども、子ども食堂も行われておりますし、そういう取組も全国的に広がっているということも認識しております。

とにかく、私昨年から言っています。やっぱり教育や、それから子育て環境の充実につながる、そういう取組をしたいということでこの場に座っているわけなんですけれども、町としましても、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、今財政状況克服、厳しい財政情勢を克服するというので取り組んでおる現状の中で、何らかの形で他町と違ったそういう子育てしやすい、そういうような明るい面を出していけるような、そういうサポートは今後もしっかり考えてまいりたいと思いますので、この給食費については、先ほど担当課申し上げましたけれども、それ以外でもしっかり検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この無償化については重要な課題であるというふうに認識していただいているという点では私と一致しているかと思うんですけども、この無償化について、250万かかる、反対に言えば250万でできるということにもなると思います。将来的なことを見据えて、この250万円を投資するということ変な言い方ですけども、支援することによって、河合町で住んでみよう、子育てしてみようという世帯が増えればいいわけですね。私は、河合町の給食ってすごくいいと思っているんですよ、内容的にも。コロナの、学校が休んだときに、その後給食が再開したときの給食、近隣に比べてすごく栄養価のことも考えていい

給食が提供されたというふうには私は自慢していたところなんですけれども、本当に子供の成長にとって給食は大切な1食になっていくと思います。河合町でももちろん子ども食堂等もされていますけれども、給食が果たす役割というのはすごく子供の成長にとっても大切で、それが例えば第3子を補助することによってちゃんとした食事が提供できるというのはやっぱり何事にも代え難いメリットがあるかと思うんです。そういう意味で、250万を第3子の無償化に使っていただいて、河合町でご家族、世帯として引っ越してきてもらったらいいかと思えますけれども、第3子、今の子育てを支援するという意味で、就学援助をもらっていないご家庭でも、子育ても大変で、年5万円を捻出、上の子入れたらもっと多くなるわけなんですけれども、そのお金を捻出するというのは大変厳しい家計、経済状況にあるかと思えますので、そのあたりを援助してもらいたいなというふうに思っています。

住宅についても、次の空き家対策と関連させて考えていったらいいかと思うんですけれども、河合町に定住してもらおうと意味でも、子育てしやすいまちづくりということで空き家を活用してもらおうとかということで、やはりほかの課との連携も含めてこの問題は取り組んでいってほしいと思います。

その250万円は無駄な250万円ではないというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今議員おっしゃった内容については、もう重々、本当に、先ほども申し上げましたけれども重要な課題かなということ認識しております。ただ、給食については今ご提案というか、ご質問していただいたような方法も一つあると思っております。また、子育て支援と言いましてもかなり広い部分もございますので、今日提案というか、質問していただいたことをしっかり一つの切り口としてこちらも考えさせてもらって、何らかの形では、今こういうコロナ禍の状況でもございますので、何とか教育、それから子育て支援、しっかりそれは考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） いろいろ子育て支援の仕方もあるかと思うんですけれども、このサービスは、先ほども言いましたけれども、自治体独自でしていける可能な支援の一つだと思います。どのサービスを重点に置いていくかというのが、本当に自治体として見ていかないといけないと思うんですけれども、こういう学校給食も充実していて、子供たちも喜んで食

べているし、第3子にとっては無償化になっているし、河合町では子育てしやすいの違うかというような子育てしやすいまちづくりとしてのイメージづくりも含めて今後必要で、それがあれば、相生市でも、今年は増えないけれども2年後に転入が増えたという経験もありますので、その辺の判断をどうするかというところだと思うんですけども、その点についてもう少し掘り下げて考えてもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今おっしゃっていただいているとおり、河合町としましての特色はしっかり出していきたいと思います。先ほどの繰り返しになるか分からないんですけども、とにかくいろんな切り口もございます。今馬場議員おっしゃったように給食の中でというか、そういう子供たちにしっかりした食育といいますか、そういう部分の特色を出していこうということの、そういうお話かなと思うんですけども、それも切り口の一つと必ず頭の中に入れていただいて、ちょっとしっかり検討はしてまいります。ここでできるとかできないとかちょっとコメントできないんですけども、貴重なご意見はいただいたということで本当にありがたく思っておりますので、そういう部分を生かしていきたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 子育て支援を強めていこうという立場で、将来のことも見据えて取り組んでいただきたいというふうに思います。そういう意味では、250万円は決して高くない費用だと思いますので、本当に前向きに考えてもらいたいというふうに思います。

次の空き家対策についてですけれども、空き家対策の一番目の回答の中で、具体的にどのような、何件ぐらいの相談があって、どんなふうな解決というか改善が見られたのか、具体的に教えてもらいたいと思います。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 令和2年の地域活性課の空き家対策室にご相談をされた11月末現在の件数ですけれども、利活用ということで、空き家をどのように活用したらいいか、賃貸、売買、それとも取壊しとかいう感じの相談が6件ございました。そして、空き家の管理方法が分からないという相談がありまして、そちらのほうが2件。解体したいけれどもどのように解体したらいいとか、金額がちょっと分からないので教えてほしいという相談が

3件ありました。そして、草木、雑草などの相談ということで、こちらのほうに関しましては空き家の近隣の住民の方からの相談が20件ございました。そして、それに付随する建物、附帯設備などの、一例としてテレビのアンテナが落ちかけているので危ない、どないかしてほしいという相談が7件ありました。計38件の相談がございました。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このコンシェルジュとの契約なんですけれども、その契約の金額とこの1件当たりの相談料というか、それについて教えてもらいたいのと、河合町でもそうなんですけれども、草木というのは本当に厄介なもので、毎年伸びていくんです。それが近隣のところに迷惑をかけている、また通行人に迷惑かかるというようなことも、本当にこの件数見るだけでも分かるわけなんですけれども、近隣のところで枝が伸びてきて隣の家の瓦を潰したとかというようなこともあるので、その辺の管理もきっちり進めてもらいたいのと、この中で解決されているのは何件ぐらいあるのかも併せてお願いしたいと思います。

この空き家の調査についてですけれども、370件ということなんですけれども、実際にいろいろ調査を改めてしていく中で、何件ぐらい手をかけない、見ていかないと、継続して管理していかないといけないというような家があるのかも教えてもらいたいと思います。

あと、条例についてですけれども、平成31年で1,741自治体中1,091の自治体で制定されているんですけれども、早く制定したいというふうにご答弁いただきましたけれども、具体的にどういふスケジュールで進められていくのかお聞きしたいと思います。それと、タウンミーティングの中で空き家問題のところの質問があったかと思うんですけれども、調査と対策の実施めどというふうに質問がありましたが、その回答の中で、所有者の意向ということでしょうかね、調査をした後に協議会を設置して、協議の中で計画策定を行っていくというふうに答えられていたかと思うんですが、その進み具合はどんなふうになっているのか、条例の制定と併せてお答え願いたいと思います。

それと、空き家コンシェルジュの主な活動ですけれども、何点か上げられていると思います。近隣でもここの提携をされているところも幾つかあるわけなんですけれども、先日上牧と広陵で学習会等も開かれていたかと思うんですが、河合町はその中に入っていなかったんですけれども、そういった学習会の予定とかは今後ありますか。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 契約額のほうから説明させていただきます。

契約額は年間10万円という契約になっております。そして、別途、面談、相談、自宅訪問、現地確認をした場合に対しまして1件5,000円という金額が発生します。この5,000円につきましては何回相談しても5,000円ということで、1案件5,000円ということになっております。

そして、370件のうち近隣に迷惑をかけていると思われる空き家につきましては28件ございます。

それと、解決している件数でございますが、17件解決しておりまして、継続中が21件で、38件ということになります。

そして、空き家コンシェルジュに相談させていただいた件数が13件ございまして、2件解決のほうに至っております。

条例制定のスケジュールでございますが、こちらのほうにつきましては、先ほどタウンミーティングのお話もありましたけれども、協議会、それと並行して6月議会をめぐりに考えております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） コンシェルジュとの学習会についてはどうですか。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） ただいまのコンシェルジュの学習会なんですけれども、これは毎回奈良県内の市町村で順番というか、コンシェルジュのほうから依頼がありまして、そして会場を貸してほしいということでもありますので、河合町も来年に開催というふうに、会場の提供ということなんですけれども、それで実施のほうは考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この制定について、早急にまた進めてもらいたいというふうに、河合町版として具体的な内容も含めて制定していただきたいと思います。

それと、このコンシェルジュの主な活動の中に空き地の物件等の定期的な巡回というふうにかかれてあるかと思うんですけれども、これはコンシェルジュの方だけで行かれるのか、また職員と合わせて行くのか。それと、どれぐらいの間隔で巡回をされているのか。お聞き

したいと思います。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） こちらの空き家巡回管理サービスというものをコンシェルジュのほうが行っております。これは、月1回で月5,000円ということになっております。その主な内容につきましては、窓、扉などの換気、通水、水道とかがまだ開栓されている場合がありますので、水の状況などの確認など、そして郵便ポストの整理、それと外周の簡易的な清掃などが主な業務でございます。外見に、屋根、外壁などの損傷がないかということを確認させていただきまして報告書を提出しております。この場合、町と一緒に同行するわけございません。コンシェルジュと空き家の持ち主の方がご契約をされて実施するということになっております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。残り1分です。

○10番（馬場千恵子） この月5,000円というのは個人負担になるんですか、自治体負担になるんですか。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 個人負担でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 空き家の利活用という点で6件の相談があったということですがけれども、先ほどの子育て支援と併せて、空き家を活用して住宅に入っていくことを促進するというようなそういった計画も含めて、空き家バンクと申しますか、そういうのも計画の中にあるのでしょうか。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） こちらのほうは、現在実態調査を実施させていただきました。その次に意向調査ということで、建物、空き家をお持ちの方に意向を確認しております。その中で、現在、今整理しておるんですけれども、利活用して空き家を貸したいという

方もおられますので、その方に対しましては個別に案内を出していただきまして空き家バンクのほうに導いていきたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この条例の制定に向けて、できるだけ早く、6月議会に上程するというような方向で進めてもらっているということですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。これをもちまして終わりたいと思ひます。

○議長（杵本光清） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 中山義英

○議長（杵本光清） 7番目に、中山義英議員、登壇の上質問願ひます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） ちょっと眼鏡が曇るんで、マスク外させてもらいます。あと、またきれいに拭いておきますので。

では、始めます。

議席番号5番、中山義英。それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項1、債権回収に向けた取組について。

令和元年度決算では、公債権と私債権の現年度収入未済額と滞納繰越額、課税した税金等が納付されずに翌年度以降に繰越しされたものの合計額は2億円以上あります。そして、その中で河合町の自主財源である町税、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税は、現年度収入未済額と滞納繰越額を合わせると約5,560万円が滞納となっており、これらの滞納額以外にも時効等の理由で徴収ができず不納欠損を行った町税は約358万円あります。以下、河合町の債権に関連して質問します。

質問1、平成21年度から令和元年度までの11年間で河合町が時効等の理由で徴収を諦めて不納欠損処理を行った町税の累計額は1億円以上になっています。町長は、公債権と私債権を合わせた2億円以上の滞納分と毎年何らかの理由で徴収を諦めて不納欠損を行っている税金や保険料等について今後どのような取組が必要と考えておられますか。

参考1、不納欠損とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため地方自治体はその徴収を諦めることを言います。

2、地方自治体の債権は地方自治法第240条に規定されており、その発生原因の違いにより公債権と私債権に大別され、さらに公債権は滞納が発生した場合の徴収方法の違いにより強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されています。

3、強制徴収公債権とは、個別法令の規定により町が滞納債権について地方税の例による滞納処分、給与、預貯金、不動産などの差押えや担保権の実行などが行える債権で、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料などが該当します。

4、非強制徴収公債権とは、個別の法令に根拠規定がないため滞納処分が行えない債権で、行政財産使用料などが該当します。

5、私債権は、契約などの当事者間の合意に基づき発生する債権で、非強制徴収公債権と同様に滞納処分は行えず、滞納分については裁判手続による支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行が行われます。町営住宅使用料や水道料金などが該当します。

質問事項2、事業及び取組の進捗状況について。

一般質問の際、行政側から検討していくとの回答をいただいた案件及び取組に対して、その進捗状況について3点質問します。

1、償却資産に係る固定資産税の課税漏れの取組について。

2、地籍調査の実施に向けて。

3、ファシリティーマネジメント、公共施設再編の進捗状況及び都市計画マスタープラン

の策定について。

以上で登壇しての質問を終え、後の質問は自席にて行います。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 私のほうからは、債権回収に向けた取組についてという部分と、2点目の償却資産の固定資産税の課税漏れの取組について、もう一つ、地籍調査の実施に向けてということでお答えさせていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） はい。

○5番（中山義英） 私、一応答弁内容を町長、部長というふうに指示させていただいているんです。課長答えられるのであれば、一言何でやということを経理から言うていただきたいなど。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 失礼しました。議場で発言する分につきましては、私が答弁すると課長が答弁すると、同じく町の見解でございます。その上において、今回は税務課長に答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） では、新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 債権回収に向けた取組についていただきました質問で、不納欠損処理を行った町税の累計額が1億円以上になっていますと。毎年何らかの理由で徴収を諦めて不納欠損を行っている税金や保険料等について、今後どのような取組が必要と考えるおられますかということについて回答させていただきます。

町税や保険料などの町の収入金につきましては、行政運営の経費や行政サービスを提供していくための重要な財源であり、収入未済額を減らすとともに、さらなる町税等の収入確保に向けた取組を行うことが必要と考えております。

これまで、町税、保険料の徴収業務においては、滞納となった場合には滞納整理に早期着手し、納税されない場合の差押えも積極的に行ってきたところでございます。この取組を継続して行うとともに、今後はさらなる収入確保に向けて動産や不動産の差押えや搜索といっ

た手法などあらゆる方策を検討し進めていきたいと考えております。

また、今後の取組としまして、国税OBの採用並びに奈良県職員から徴税吏員の派遣を依頼するなど組織強化を図ることとしております。

今後も迅速かつ適正に滞納整理を行い、収入確保に向けた努力を続けていきたいと考えております。

続きまして、事業及び取組の進捗状況についてという質問のうち、償却資産に係る固定資産税の進捗についてお答えさせていただきます。

償却資産の未申告事業所に対する通知を行ってききましたが、11月末時点で424件の事業所に通知を行っており、このうち現在で、11月末で申告があった件数は203件でございます。

また、この課税額としましては、現年度分で491万5,300円、過年度分に遡及した課税分は2,182万6,900円、合計しまして2,674万2,200円となっております。

以上でございます。

○住民生活部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口住民生活部長。

○住民生活部長（門口光男） 私のほうからは、住宅使用料、これの私債権についてお答えさせていただきます。

平成29年9月議会におきまして債権管理条例が制定されております。回収の見込めない滞納使用料、これにつきましては債権整理をしなければならないというように考えてございます。まず、現年分の徴収率100%を目指すべく汗を流しているところでございます。また、滞納分につきましては、対応に応じ滞納整理等事務処理要項に基づいた対応が必要と考えてございます。なお、交渉に応じない悪質滞納者、これにつきましては法的措置も視野に入れなければならないというように考えております。債権整理においては、大きく死亡、行方不明、転出、生活困窮と分類されますが、現在説明責任を果たすべく、戸籍並びに相続放棄を行っているか否か遡って改めて再調査を実施するとともに台帳等の整理を行っておるところでございますので、しばらくお時間を賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 私のほうからは、私債権、水道料金及び公債権、下水道使用料の債権回収に向けた取組についてお答えさせていただきます。

水道料金及び下水道使用料につきましては、水道料金は私債権、下水道使用料は公債権に分類されます。現在、徴収については上水道料金と下水道使用料を一括で徴収させていただいていることから、滞納料金の回収につきましても足並みをそろえた対応をさせていただいております。具体的には、現年分及び過年度分の滞納料金の徴収について、滞納者に対して納付を促す通知書を特別徴収活動として年4回実施しております。また、督促書、催告書での通知、また通知に応じない滞納者に対しての給水停止予告書での通知、最終的には給水停止といった事務を年2回実施しております。以上のような事務を執行し、納付を促しているところでございます。

今後におきましても、公共料金納付者の公平性を阻害する滞納につきましては、徹底した活動、事務を実施し、解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番の事業及び取組の進捗状況の地籍調査の実施に向けて、ファシリティーマネジメントの進捗状況及び都市計画マスタープランの策定については、担当課長から答弁させていただきます。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） それでは、私より2つ目、事業及び取組の進捗状況についての2及び3につきましてお答えいたします。

まず、2つ目、地籍調査の実施に向けてとのご質問であります。

地籍調査の進捗状況であります。地籍調査事業を国土調査法に基づく事業として国・県の補助を受けるために必要な手続について、現在奈良県担い手・農地マネジメント課と協議を行っております。なお、補助の採択を受けるためには国土調査事業十箇年計画に本町の計画が明記されることが要件となっているものでございます。また、あわせて、県、他市町村における地籍調査事業の現地研修会へ参加するなど、職員の知識向上にも努めておるところでございます。

今後の予定といたしましては、国土調査事業十箇年計画を早期に作成し、また大字、自治会に対しまして事業説明などを実施してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目、ファシリティーマネジメント、公共施設再編の進捗状況及び都市計画マスタープランの策定についてとのご質問であります。

公共施設の再編につきましては、今年度7月1日付にてファシリティーマネジメント推進室を発足し、任命を受けた7名にて週1回半日程度の頻度で、主に旧第三小学校の利活用に関

しまして協議、検討を行っており、内容につきましては中央公民館、町立体育館の機能を移転した上で、交流施設などを配置した複合施設とすること、また体育館やグラウンドを活用し、地域の防災の拠点施設とすることなどに関しまして計画を進めております。現在の進捗状況でございますが、タウンミーティングにおきまして説明させていただきました素案を基に、財源に関する協議と並行し、今後の進め方など全体的な詳細スケジュールについて協議を行っている段階でございます。

次に、都市計画マスタープランの改定につきましては、本町を取り巻く状況から、効果的な都市構造の構築と持続可能な都市形成の実現に向けたまちづくりが重要であり、上位計画となります河合愛A I 構想に基づき、社会情勢の変化や都市計画を取り巻く動向を整理するなど現在改定作業を実施しているところでございます。

私より以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 債権回収に向けて、それぞれの担当課で、いろいろ取り組んでいただいていることは分かりました。

では、町長に質問します。

令和元年度決算では、河合町の借金は約130億円ある上に、法律や契約に基づいて当然河合町に入ってくるはずのお金のうち2億円以上が滞納となっています。町長就任後、債権回収に向けて何か真剣に取り組まれたことはありますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） いろんなご意見も賜った中で取組を進めております。主には、昨年から広報紙を通しましていろんな情報発信をしていることと、それから本年度から税務課の課員をちょっと増やしまして徴収率アップを行っている状況でございます。また、昨年度個別外部監査の指摘によります償却資産の成果も上がっている、そういうことでございます。それから、先ほど担当課長のほうからも申し上げましたけれども、来年度もそういう人員の確保に努めまして滞納整理、それから、収入の確保、そういうことの努力をしっかりと続けていって、議員ご指摘のありましたとにかく成果が上がるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 税とか保険料というのは、やっぱり取るものを取らないと河合町の財政よくなることは絶対ありません。それと、あと自治体によって滞納や不納欠損額に大きな差が生じているのは、もうその原因のほとんどが職員のやる気と市町村長のリーダーシップに関係しています。

町長に質問します。

公債権と私債権、合わせて2億円以上の滞納分について、そしたら今後何から優先的に取り組んで、何年間で何をどれだけ回収していくのか、今後の具体的な計画をお答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 一応、先日行われました議員説明会のほうでも担当課のほうから今までの経過なり、それから今後に向けてのことを説明しておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 税にしても、課税と徴収というのは全く別物なんです。課税に力を入れていくのか徴収に力を入れていくのか、そこらもはっきり分からないと取り組みようがないと思うんです。それで、公債権というのは時効が日々カウントダウンしているんですわ。私債権については、毎年増え続けていっているんです。だから、この2億円以上の公債権と私債権、もうこの現状というのは、私が思うにはもう担当課に任せておくレベルではないというふうに考えています。

そこで、2億円以上の滞納分を減らすために債権回収だけを行う組織の設置が必要と考えますので、提案します。来年度から弁護士が任期付職員として河合町に来られる予定ですので、来年4月から弁護士などの専門家が入った数名から成る債権回収プロジェクトチームを税務課とは別に創設し、債権回収のみの取組を進めていけば未回収の債権額は減るものと考えます。この提案について、町長、前向きに検討し、1月末までに回答していただけますか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘のありましたように、来年度というか人員を増やしまして、特に今考えておりますのは、やっぱり徴収率を上げる、それが第一のことかなと思っております。今議員ご提案あったことについては検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 徴収率アップって、本来課税あつての徴収ですよ。課税していない、いわゆる税金かけていなかったら取れないんです。まずは課税してからの話なんですわ。だから、徴収率どうのこうのよりも、まず課税漏れを減らしていく、それが一番大事なんです。そこの認識を、町長、改めてもらわないと税収なんて増えないですよ。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどの私の説明、ちょっと不足している部分があるかも分からないんですけれども、今議員おっしゃったように課税の部分、それから徴収の部分というか、そういう両面もしっかりやった上で徴収率を上げていくという、そういう意味で先ほど意見を申し上げましたので、そういう部分でご理解いただきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、不納欠損について質問します。

河合町には滞納処分の執行停止及び不納欠損処理取扱要綱はありますか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する要綱を定めまして、令和2年7月1日に施行しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 地方税法では、執行停止から3年たったら不納欠損処理ができるんです。法律の規定があるのにあえて要綱をつくられたのは、執行停止をかけてどんどん不納欠損を増やしていくため、不納欠損にしていくためか、それとも安易に執行停止をかけず不納欠損を減らしていくためですか。つくった理由とその目的、それと誰の指示でつくられましたか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） この要綱をつくった理由ですけれども、おっしゃられるとおりの法律の規定によって執行停止というものはできるということでございますけれども、法律においては具体的な規定がありませんので、要綱を定めて基準を明確化して公平性を担保するというところで作成したというものでございます。

また、これ誰の指示でということですが、これは税務課だけでなく町全体としてこういうものの必要性というのを検討した結果、それに基づいて作成したというところでございます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 必要ならもっと早くにつくるべきやったと思うんです。だから、そして今まで河合町やりたい放題やったんですか。そういうふうな疑問も私は浮かぶんですけども、そのあたりどうなんですか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） もっと早くにつくるべきだったかということですが、徴収を強化する中で様々なことを検討した結果、必要だということで作成したということでございます。今までにつきましては、確かにこういう要綱はなかったわけでございますけれども、徴収を担当する職員の協議の下、滞納処分の執行停止するというところについて判断して行ってきておまして、その面については法律の規定というのもございますので、その中で判断していたというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） では、要綱が制定されていなかった令和元年度の町税に係る不納欠損額約358万円、これはどんな根拠に基づいて誰が不納欠損判断されましたか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 令和元年度の不納欠損額358万円でございますけれども、地方税法

の15条の7第1項の規定に基づきまして、財産調査を行った結果や、また生活保護費の受給状況などを調査した上、税務課の徴収担当職員が判断しているところでございます。判断基準としましては、預金がないもしくは少額である、給与や年金等の収入はあるが法律で定める差押え可能額以上の収入がないといった場合、また預金や不動産に対して反対債権があり、換価することが見込めない状況や、生活保護基準程度の収入であるといったことなどを調査の上、行っているということでございます。最終的には町長決裁を受けることにより実施しているわけでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そもそも、不納欠損とは滞納となっているものに対していろんな手を尽くしたけれども、何らかの理由で将来的に徴収の見込みが立たないためその徴収を諦めることと私は理解しています。しかし、9月の決算特別委員会では、公債権について、滞納者の給与、預貯金の差押えはされていますが、生命保険や学資保険の解約、動産、不動産の差押え、滞納者の自宅事業所の捜索は行っていないと説明を受けました。徴収を諦めるにしても、調査が簡単過ぎるし、初めから徴収する気がないように感じました。税は公平性が大事で、正直者が馬鹿を見ることがないように、河合町には払うべきものは払ってもらうという当たり前のことを徹底していただきたい。

町長に質問します。

町長は、これまで不納欠損や滞納処分について、担当部署にどのような指示をしてこられましたか。お答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 担当課のほうからしっかりそういう説明を受けて、とにかくそういう部分、不納欠損が増えないような感じでしっかり取り組むように、そういう指示はしております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） その辺の不納欠損処理が適正に行われているかを確認するため、今年の3月議会で町税に係る不納欠損処理の個別外部監査の実施について議員多数で可決しました

が、町の方針で今年度は実施されません。

町長に質問します。

今後の決算において、滞納や不納欠損状況が改善されていない場合はどう対応されますか。そのときになって個別外部監査を始めてももう手後れです。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今回の個別外部監査につきましては、議員説明会でもお話ししましたように、いろんなご意見をいただきまして、今回はとにかくやらない方向でということでお示ししました。昨年の方は、償却資産につきまして、やっぱり中身的に今まであまり取り上げていなかった、そういう部分がありましたので積極的にやろうということ、また議員の皆様からのそういうご意見も多数ありまして昨年度は実施させていただきました。今年度につきましては、先ほど言いましたように、いろんなご意見を聞いて私が判断したということでご理解ください。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、もう次、償却資産のほうに移ります。

償却資産の課税漏れ対策について、今年度424名の所有者に申告案内を行い、うち203名から申告書の提出があつて、11月末時点で新たに課税した税額は2,694万2,200円ということで、償却資産の課税漏れ対策については取組の成果が表れてきたことが確認できます。ちなみに、まだ申告書が提出されていない221件について、申告書が提出されていない理由、それと確定申告の決算内容等把握されていますか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 償却資産の未申告調査につきまして424件の発送をしましたが、現在申告があつた件数203件ということで、まだ未申告の事業所があるということがございます。大きな開きがありますけれども、直近において一斉に発送したという部分もございますので、未申告の事業所がまだ多くあるということがございます。今後につきましては、こういった事業所に対しまして再度通知を送るという形で提出をいただくように促しているところでございます。

この未申告の調査につきましては、また新たな事業所に対する通知を行います。また、新

たな事業所を捕捉するための調査というのも同時並行で行っております。さらに、申告が出てきた事業所に対して、その内容が正しいかどうかという精査、こういったことも同時並行で行っておりますので、今後もこういう形で同時に行いながら、いまだ提出されていない事業所に対しては取組を進めて申告をいただくように促すということでございます。

未申告事業所の決算内容等を確認しているかということでございますけれども、基本的には国税に提出された資料を基に、これを精査することによって申告内容が正しいかどうかというのを確認の上、ここに不足があるなどということがあればそれを事業所のほうに指摘を行いまして申告の修正を行っていただいているということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） ほっておかれることはないと思うんですけども、最終的に立入調査は考えてはりますか、お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 現在におきましては、今年度から取組を始めたというところでございます。今年度中に、できる限り早期にこういう申告をいただくようにということで取組を行っているところでございます。この申告いただいた中、もしくはまだ申告をいただけない事業所、こういったことに対して再度の申告をいただくような依頼を行っていくわけでございますけれども、そういった中でも、最終的に申告がいただけないという場合も出てくるかもしれませんので、そういった場合については事業所を訪問してそういった調査を行うということも必要になってくる場面が出てくるかと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） その場合は必ず、思っているんじゃないかと行ってください。

それと、償却資産に係る固定資産税というのは河合町独自の施策ではなく地方税法に定められた制度ですが、償却資産が土地、家屋と異なる点は、所有者に申告が義務づけられている点です。正当な理由もなく申告しない未申告者や虚偽の申告者に対しては、法的措置として地方税法の規定に基づき罰則の規定は適用されていますか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 現在申告いただいた中で申告内容が適正に行われていないというところにつきましては、指摘の上修正をいただいているというところでございます。その上で、全く申告の修正をいただけないというようなことが今後出てきたときには、そういった罰則といったことも考えなければいけないことであるというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 困っている人を助けるのが自治体の仕事ですが、ルールを無視した人にはどうなるか教えるのが税務課の仕事であり、税務行政と言われるものです。納税者の大半は誠実に申告し、納税されている方です。誠実な納税者の立場に立って、町は正当な理由もなく申告しない償却資産の所有者に対しては、地方税法や河合町税条例に基づいて適切に対応していただきたいと思っております。

では、今年度の調査対象者424人以外に未申告者はあと何人ぐらい想定されますか。また、全ての業種の課税漏れ調査は何年間で終わらそうと考えていますか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 11月末時点で424件の事業所に通知を行ったというわけでございますけれども、これにつきましては、未申告事業所として捕捉できているほとんどの業種に対して送付したことになりますので、残っている事業所が多くあるとは考えておりません。ただ、未申告事業所の捕捉調査というのは現在も継続して行っておりますので、これからも新たな事業所、未申告の事業所が出てくるということで対応は必要になってくるというふうに考えております。

それから、またいつまでにこの調査を終わらせるかということでございますけれども、先ほど申しましたように、既に申告されている事業所の再調査というのが必要と考えておりますし、また通知を行ったもののいまだ申告を提出されていない事業所への対応というのが必要になってきます。新たな事業所がまた出てくるということが考えられますので、期間としては2年から3年必要になるのではないかなと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、町長に質問します。

町長は、今回の償却資産に係る税務課の取組の成果をどのように評価されていますか。お

答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 担当課から上がってきているそういう徴収率なり、それから金額のことにつきましても報告はあって、かなりのそういう成果は出ていると、そういうことで私は認識しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） コロナ禍の中で、初めての取組でいろいろ課題も出てきたと思いますが、税務課は頑張ってくれています。

では、町長の税務課の評価に関連して町長に確認します。

さきの河合愛A I構想のタウンミーティングの際に、住民からの質問に対して償却資産徴収強化、徴収率アップ、個別外部監査の取組をしていると説明されたことは、河合愛A I構想タウンミーティング質疑応答11ページに掲載されています。これ、町長、償却資産に関して河合町やっていることは、償却資産の課税漏れに対しての課税強化であって、徴収強化ではありません。償却資産の税金かかっていない人に徴収、いわゆる税金ゼロの人に徴収強化しても意味がないと思うんですけれども、なぜ住民の前で事実と違う説明をされたんですか。お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 事実と違う報告をしたということになっておりますけれども、今までちゃんと報告を受けた中で自分なりに判断してそう答えさせていただきました。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 償却資産の課税漏れを調査して課税しているんですよ。だから、徴収って、お金かかっていないんですよ、償却資産。その人からどないして強化して税金取るんですか。おかしいですよ、説明されていることが。お答えください、これ。

○議長（杵本光清） 町長、もし町長今お答えできないようでしたら、違う担当に振ることも可能です。その文章を書いた担当者がいると思うんですけれども。どうされますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の点について、ちょっと今急な、急なという怒られますけれども、ちょっと質問で、ちょっと自分の記憶に残っている範囲で答えさせてもらいましたので、ちょっと担当のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杵本光清） 一旦休憩取りましょうか。

暫時休憩いたします。再開は40分といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時44分

○議長（杵本光清） 少し早いですが、再開させていただきます。

答弁の前に、まず議長より、中山議員、今回の一般質問の先ほどの質問なんですけれども、ある資料に基づいて質問なされていると思うんです。できれば論点を皆さんに共通認識していただくために、資料を議員であったり、私であったり当日でもいいので頂ければ助かるかなと。これカウントしません。

どうぞ。

○5番（中山義英） これってホームページに出ているんですよ。だから、共有とかそういう世界じゃなく、誰でも見られるような状況になっている。だから、普通はみんな見られると思いますよ、議員さんやったら。

○議長（杵本光清） 見られるんですけども、質問をされるときに、それを手に取って、この場で共有することは、いきなりの質問でしたらできませんよね。全員が全員ここに持ってくるわけにいかないじゃないですか、それを。それを先に分かっていないと。

○5番（中山義英） ほかの人も、そうしたら言われる質問に対して、我々資料を持っていないですよん。それと同じ理屈ですよんか。

○議長（杵本光清） でも、ピンポイントでされる場合、出していただけると助かります。

○5番（中山義英） 今の話も、いわゆる税務課の評価に対して町長が言われた内容とホームページに出ている内容では全然食い違っているから説明を求めただけのことで。

○議長（杵本光清） これが参考資料ですと出していただけると助かりますということ。

それでは、再開します。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 若干、私も担当から外れるかも分かりませんが、皆さん方にお示したホームページの表現のことですので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

そのときのご質問は、収入増加の事業へのシフトなどが構想にあるのかというふうなご質問だったので、それに対して、全般的に償却資産の徴収も強化する、徴収力のアップ、個別外部監査の取組をしているところであるというふうに答えたわけですが、個別外部監査は、徴収力の強化ではなくて、課税の強化です。課税漏れがあったということです。ただ、課税をしても、それが徴収されなかったとか、その課税の中に若干、何といたしますか、100課税しなければならないのに、こちらが認識不足で50課税したようなものもあります。そういうようなものも全体で含めて徴収力をアップするんだという表現を町長はされたのですけれども、ただ、誤解を受ける場合があります。ですから、償却資産等、課税漏れがないような、課税のアップであるとか、そういうようなものに努めるという表現に訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） これからは周りの管理職の方もきっちり見ていただきたいと思います。

それでは、地籍調査のほうについて質問させていただきます。

地籍調査の実施については未定ということですが、前回、町長からは地籍調査が完了した地域では災害復興がスムーズに進んでいることもあって、地籍調査の重要性を理解している。その上で調査の実施に当たっては、地元自治会の協力を得て取組を進めていきたいとの説明を受けましたが、災害は待ってくれません。来年度から地籍調査を再開する場合、一連の流れと想定される課題や問題点についてお答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 地籍調査事業につきましては、議員もおっしゃったとおり、1つには、災害の復旧に役立つ、大規模な災害等の発生した場合には、元の地形が分からない状態となったところから個々の土地の確認、復元に難航し、不測の時間を要するといったことが東北大震災等で経験されており、その際に地籍調査が完了している地域では、迅

速な災害救助や仮設住宅の設置、速やかな復興につながっているというところで、大きく見直されている理由の一つであります。

また、土地に係るトラブルの未然防止に役立つとか、土地取引の円滑化に役立つ、課税の適正化に役立つといったメリットがございます。

地籍調査事業の再開についての課題という点でございますけれども、地籍調査実施には、まず財源を確保する必要があります。国土調査事業として、国に補助の採択を受けて、事業財源を確保することが必須と。この国土調査事業として補助採択のめどが立てば、予算要求して事業再開にこぎ着けたいというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、その財源の話なんですけれども、河合町内で地籍調査が完了していない地区について、これから調査を行う場合、町の持ち出しとなる費用はどれぐらいですか、お答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 地籍調査に係る経費というところですが、現在、河合町内で地籍調査の未実施地区としまして10地区ございます。対象面積として4.4平方キロメートルでございます。先行して実施している市町村の進捗状況を参考にさせていただきますと、年間0.2平方キロメートル程度という経験値をいただいております。それを参考にしますと、約23年かかりまして、年間約1,180万円程度という参考値もあります。それを23年に掛けますと約2億7,000万円。そのうち国の負担、県の負担を除く町の負担としましては、当初は25%というところで6,800万円程度、最終的には交付税等で戻ってまいりますので、最終的な負担としては5%というところで、1,400万円程度というところになるかと。おおよその概算でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 額的にはさほど大きくはないと思いますし、今でしたら地元自治会や土地の所有者の協力についても、奈良県知事のほうから地籍調査を行おうと言われておられますので、昔に比べたら協力は得やすいと考えます。

ちなみに、それで、固定資産税のほうについては、地籍調査を行って、仮に面積が100坪

が150坪になっても、今現在は旧地籍のまま課税されていると思うんですが、実際それを今もし新地籍で課税したらどれくらいになるのか。以前、町長からは、今の課税のやり方については検討が必要であるというふうな説明を受けていました。検討の結果も聞きたいんですけども、仮に新地籍で課税した場合、どれくらいの税収になりますか、お答えください。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 新地籍で課税したとした場合ですけれども、税務課が所有する現在のデータにおきまして、地籍調査実施済み地区における面積の増加率、いわゆる縄伸び率を算出しましたところ、約7%となりましたけれども、この縄伸び率7%を基に地籍調査後の新地籍で課税したとした場合の固定資産税の税額増加額につきましては1,076万2,000円となりました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、1,000万円ほどあるということなんですけれども、今の課税のやり方について、町長から検討が必要やというふうに前回聞いたんですけれども、その結果どうなりましたでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） だから今、担当課のほうで流れとかも説明していただいたんですけれども、地籍調査が再開された場合におきましては、一定の年数をめどにとか、新地籍で課税する等の基準をしっかりと定める。それから、それまでは周知期間とするといった、そういうような対応も今後検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） やり方を決めるのは行政です。しかし、地籍調査には住民の税金が使われていることを忘れずに、調査が完了したところから適正に課税を行ってください。

近年、地籍調査はスムーズな災害復旧、復興につながる点に注目されているので、地籍調査の再開については、やるかやらんか、1月末までに町長、またお答えください。

続いて、ファシリティーマネジメント、都市計画マスタープランについて質問します。

ファシリティマネジメント推進室が設置された目的及びメンバー人選の基準と外部の学識経験者等の専門家が入っていない理由についてお答えください。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） まず、ファシリティマネジメント推進室の設置の目的でございます。

本町では、昭和40年代から多くの公共施設を整備し、これらの施設の老朽化が進み、今後、建物や設備の大規模な改修が集中的に発生するということで、本町の財政をさらに圧迫するところが懸念されております。また、人口減少社会の到来、大規模災害等への対応など、様々な課題が顕在化しておる現状でございます。

このような状況から、公共施設の再編整備の推進により、総量の最適化や公共施設の適正配置、また、将来的な財政負担の縮減化と平準化を図るところを目的にしております。

続きまして、人選の基準につきましては、これにつきましてはあくまで私個人の見解とさせていただきますが、構成されている職員につきましては、郷土愛といいますか、本町に対する思い入れが強い職員で構成されているのではないかと感じておるところでございます。また、各部署より幅広い人選ということで、各部署との連携や様々な視点からの課題の抽出、解決の迅速化が図れるものと考えております。

最後に、学識経験者の参画についてでございますけれども、当然今進めております内容につきましては、職員だけでは足らずの部分も多くあると認識はしております。議員おっしゃられますように住民の方々や学識経験者の方などに参画いただき進めることは、効果的であると考えております。ただ、現時点におきましては、旧第3小学校の利活用の素案に対しまして、解決の必要がある問題などを掘り下げて協議している段階であるということで、その上で今後要する期間など詳細なスケジュールをまとめていく段階であるところをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副町長（田中敏彦） 議長、人選のほうで。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 人選の件につきまして、ちょっと私のほうからお答え申し上げます。

近年、行政にもコストパフォーマンスの意識というのが大事だと思います。職員の中でそういうコストパフォーマンスの意識を常に持って、その仕事に携わっている人間を選んだつ

もりです。人事のことにつきましては、ちょっと差し控えますが、ただ、外部の方も入れてということですが、これは職員の中の組織としての人事で、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

その中で何をするかというと、そのコストパフォーマンスの意識を持ちながら、ファシリティーネジメント、公共施設が今だんだん40年、50年たつて古くなっています。それを再編するのにどれだけ費用を少なくして、どれだけ安全な、より安全なものを造っていくのかということの問題点、課題の整理をして、方向性を定めることを指示させていただきました。

そして、それを実現化するためには、当然、有識者のご意見とか、それから法的な解釈のご助言とか、そういうようなものが必要になります。それは決定の何といいますか、順路の中で考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 公共施設の整備には、今まで多くの住民の方の税金が使われているので、今後の在り方については、住民や各種団体の代表者、学識経験者等にも参加してもらい、公共施設の在り方について十分検討していく必要があるのかなと考えます。

では、質問します。

中央公民館及び中央体育館機能を第三小学校に転用した場合、中央公民館及び中央体育館の跡地活用はどう考えておられますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 当該箇所におきましては、池部駅前であること、また、馬見丘陵公園緑道の入り口に近接しているなどの立地の特性を生かした新たな可能性は十分に秘めておる場所であるというところで、今後の本町の発展には欠かせない場所であるというところで考えております。

いずれにしましても、財政厳しい状況でありますので、本町にとって何が最善であるのかを慎重に見極め、今後の運営方針に基づき、保有する資産の最善の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、課長に質問します。駅前が商業地域に指定されていないまちづくりについて、どのようなイメージを持たれますか、お答えください。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 中央公民館及び町立体育館につきましては、現在、市街化調整区域であるというところから、有効な土地利用においては、今後、線引きの見直しによる用途地域の設定など必要となりますけれども、都市計画法の観点からも、駅前のにぎわい創出のまちづくりににつきましては、本町にとっては重要な課題であると考えております。議員の貴重なご意見も参考にしながら、先を見越した跡地利用の活用に関しまして検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 駅前エリアが商業地域に指定されていないまちづくりというのは、非常にもったいないまちづくりと考えています。河合町内には近鉄電車の駅が3駅あります。これは自治体としてはとても恵まれています。10年先、20年先の河合町を考えれば、駅前に商業施設、中高層マンションが建ち並べば、町のにぎわいや税収アップにつながり、最終的に町の発展につながるものと考えます。

町長に質問します。

私としては、中央公民館及び中央体育館の跡地については、商業地域、もしくは第1種中高層住居専用地域に指定した上で、民間に売却する方向で検討していくことは妥当と考えますが、町として何か考えはありますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の議員の提案というか、すごく僕も大事なかなと思っております。今のところまだ町としてはどうするという事は決まってございませんが、やはり駅前をしっかりと有効活用していく、そういうことで思っておりますので、参考にさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、町長には、河合町の将来を見据えながら経営感覚を持ってまた検討してください。

では、町長に改めて質問します。

都市計画マスタープランの必要性、重要性について、どのように認識しておられますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、私が提唱しております河合愛A I構想で、描くというか、そういうまちづくりをとにかく実現させる、そういうために都市計画マスタープランは非常に重要なことだと考えております。河合愛A I構想の策定に基づきまして、速やかに都市計画マスタープランの改定を行い、本町における今後の具体的なまちづくりの推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 都市計画マスタープランというのは、河合町の10年先、20年先のまちづくりを進めるための指針となるもので、河合町の商工業、農業、都市計画、消防、防犯、交通安全、環境保全、住環境、さらに地域コミュニティにも関わってきます。都市計画マスタープランが現在決まっていない状況で、町長はどのようにして町内の商工業の育成、発展を目指されるのか。また、地域の安心・安全はどのようにして守っていくのか。さらに、地域コミュニティの形成や地域の活性化はどのように進めていくのか、町長、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の河合愛A I構想では、主な取組として、先ほども質問していただきましたけれども、ファシリティーマネジメント、公共施設の再編の問題、それからあと、町のいく方向性としまして、教育、それから子育て環境に今力を入れるということで、三本柱を今強く掲げて動き始めているところでございますが、まだそういう、今、議員ご指摘のと

ころ、きっちり整理できておりませんので、それは早急にやってまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私の経験から、自治体がやるべきことは2つしかないと考えます。それは、住民の福祉の増進とまちづくりです。そして、まちづくりには都市計画マスタープランは必要不可欠なもので、なければまちづくりはできません。都市計画マスタープランは、都市計画法18条の2で市町村に策定が義務づけられています。町側の説明では、改定作業には1,288万円の費用がかかっており、公表時に町長選挙があった関係で、現在作業を一旦中断しているとの説明でした。今後も中断が続けば、明らかに税金の無駄遣いになります。

改めて質問します。来年の3月末までに都市計画マスタープランを策定できますか。また、追加費用はどれぐらいですか、お答えください。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 議長。

○議長（杵本光清） 堀内まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 都市計画マスタープランは、現在改定作業を中断しているというところですが、職員でできるだけ費用をかけない形で修正作業をこれから進めてまいりたいというふうには考えております。ですので、来年の3月というところはお答えできませんけれども、住民の意見及び河合愛A I構想との整合を取りながら、できる限り早く改定作業を終えて制定、公表したいというふうには考えております。

○議長（杵本光清） 費用は。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 追加して必要になる経費というところですが、それについては、先ほど答えたように、できる限り職員で修正作業をさせていただいて、どうしても業務として委託する必要があるが生じれば、補正予算等をお願いすることになると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員、残り1分となっております。

○5番（中山義英） では、まとめます。

日本全体が少子高齢化になる中で、河合町が人口を増やしていくには魅力あるまちづくりに取り組んで、他の市町村から人を取り込んでいくこと以外に今のところ人口を増やす方法はありません。時代は自治体間で人の奪い合いになっています。魅力がなく何もしない自治体は負け組の自治体になり、どんどん人が去っていき、税収もどんどん減っていきます。ま

さに今の河合町がそういう自治体になりつつあると考えます。

駅前にマンションや商業施設ができれば、安定した固定資産税や住民税収入が見込める上に、町のにぎわいにもつながります。河合町が負け組の自治体にならないためにも、一日も早く都市計画マスタープランを策定し、魅力あるまちづくりを進めてもらいたいと考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時30分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（杵本光清） 8番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） こんにちは。議席ナンバー7番、長谷川伸一、質問通告書に基づき一般質問いたします。

質問番号1番、元年度決算、奈良県の5市町に「重症警報」発令について、清原町長にお尋ねします。

質問①11月12、13日、奈良新聞と全国4紙が一斉に、奈良県が特に財政状況が悪い5市町に改善を促す重症警報を発令したと報じました。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、基金残高比率の4つの指標で、河合町は全てワースト5位以内に入っております。11日の記者会見で県知事は、「県内では財政状況に十分配慮しない市町村長も見受けられる。以前から改善指摘しているが、自発的改善努力が見えない」「これまでは『療養』だったが、

『入院』させるという意味の重症警報だ」と述べています。

本町は4つの指標のうち、実質公債費比率と基金残高比率ではワースト1位であり、5市町の中で一番最悪と思いますが、清原町長は今回の重症警報をどのように受け止めていますか。河合町は入院しなければならない状況でしょうか。

質問2、平成30年度決算、町が発表した数値と総務省が公表した決算カードの数値の違いについて、担当部長にお尋ねします。

質問①町の決算資料と総務省決算カードの性質別歳出で、8項目の数値に違いがあります。違いは次のとおりです。

人件費、町公表15億3,284万円、決算カード14億3,534万円。物件費、町公表8億2,486万円、決算カード8億3,460万円。維持補修費、町公表4,677万円、決算カード1,720万円。扶助費、町公表9億540万円、決算カード9億773万円。補助費等、町公表7億7,302万円、決算カード6億361万円。普通建設事業費、町公表11億9,257万円、決算カード12億2,758万円。公債費、町公表11億776万円、決算カード11億1,218万円。繰出金、町公表6億8,258万円、決算カード9億2,848万円。

国・県に提出する決算資料と、住民と議会に示している決算資料・数値は、なぜ合致しないのでしょうか。これらの違いの理由を、詳しくご説明をお願いします。

質問3番、令和3年度予算編成方針について、清原町長にお尋ねします。

町長3年目に当たる来年度、令和3年度の予算編成方針の内容と、重点施策、重要ポイントを公表してください。

質問4、まちづくり基本条例制定に向けて、町長にお尋ねします。

質問①まちづくり基本条例制定の今後の取組についてお聞きします。

ワーキングチーム編成の時期、メンバー、有識者、住民参加の審議会招集の時期など、条例策定のためのタイムスケジュールをいつ打ち出されますか。

質問5、河合愛A I構想について、担当部長にお尋ねします。

①10月17日、タウンミーティング、午前と午後、2会場で開かれました。若い世代の住民に対しては、別に意見交換会を行う予定と聞いておりましたが、時期と会場などの予定はどうなっていますか。

②清原町長にお尋ねします。

河合愛A I構想の一つ、人口推移に関して、平成20年から30年の約10年間、年当たり200人ほど町の人口は減少しています。このままだと、2050年頃には1万人程度まで減少すると

予測されているところ、清原町長はタウンミーティングで「1万5,000人ぐらいで歯止めをかけたい」と語っておられました、そのためにどのような施策を実施するのですか。具体的にお示してください。

担当部長にお尋ねします。

質問③ファシリティーマネジメント、旧第三小学校の利活用について、6月議会で秋までに利活用の素案を示すとの約束だったが、その素案はどのようなものなのですか。構想の素案なのか、基本計画の素案なのか、明確にお答えください。

同じく、担当部長にお尋ねします。

④構想理念、人に優しい、人情あふれる町、温かい町と3つの理念打ち出しているが、同じような概念だと思います。基本体系は、くらし愛、支え愛、学び愛、話し愛、関わり愛の5つの柱（目的）は抽象的過ぎて、具体的にどのような基本計画なのかイメージできません。話し愛と関わり愛については、まだ基本計画はできていないのでしょうか、ご説明ください。

清原町長にお尋ねします。

⑤町の最高上位の総合計画（河合愛A I 構想）を策定するのに、もっと早期に、昨年中に町民、議会、有識者などから意見や提案をもらい、町が基本構想と基本計画の素案を先に作成して、タウンミーティングで町民に議論してもらうべきではなかったか。中途半端な構想と計画を出されても、意見の集約ができないのではありませんか。作成の手順が逆かと思います。町長のご見解をお尋ねします。

質問6、史跡指定地大塚山古墳群保存管理計画と今後の整備計画について、担当部長にお尋ねします。

①平成10年から国・県の助成で、大塚山古墳群保存管理のための史跡指定地内の私有地買上げが行われています。現在までの進捗状況と、今後の買上げ完了時期の目安をお教えてください。私有地買上げ後、どのようにこの史跡を保存整備していくのですか。町の宝と言えるこの古墳群を、町の観光に生かす方策はありますか。

旧西穴闇保育所用地の売却計画がありますが、土器、埴輪などの遺物が発掘される可能性はいかがでしょうか。

大塚山古墳以外の7つの古墳史跡指定地の現在の所有区分の状況も、明細も教えてください。

再質問は自席にてさせていただきます。

○町長（清原和人） 議長。

- 議長（杵本光清） 清原町長。
- 町長（清原和人） 答弁につきましては、ちょっと多岐にわたりますので、まず部長、それから課長よりお答えさせていただきたいと思っております。
- 議長（杵本光清） それでよろしいでしょうか。
- 7番（長谷川伸一） はい、議長。
- 議長（杵本光清） どうぞ。
- 7番（長谷川伸一） はい、結構です。
- 議長（杵本光清） ありがとうございます。
- 総務部次長（上村卓也） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 上村総務部次長。
- 総務部次長（上村卓也） 私のほうからは、1番、2番、3番についてお答えさせていただきます。

まず1つ目、元年度決算、県が5市町に重症警報を発令したことについてということでございます。質問といたしましては、重症警報発令についてどのように受け止めているか。それと、入院しなければいけない状況なのかということについて、お答えさせていただきます。

昨日の坂本議員に対する横山参事の答弁と重複するところがありますが、お答えさせていただきます。

町では、これまでからも県に対して個別に財政状況の報告を行うとともに、財政支援に関する要望も行ってまいりました。

今回「特に財政状況の悪い団体への財政支援も検討」ということに、知事が踏み込んで触れられたことは、本町のこれまでの取組が反映されたものと認識しておりますが、町としましては、引き続き財政健全化計画を着実に実行し、必要に応じて見直しを行いながら、より一層健全化に取り組んでいく必要があると考えております。

そして、今後の県との合同勉強会におきまして、具体的な改善策を検討していく中で、改めて町の財政健全化への取組を説明するとともに、県への財政支援についても強く要望していきたいと考えております。

なお、「入院」の意味の詳細が不明なため、何とも言えないんですが、町といたしましては、今後も一定の行政サービスを維持しながら、財政健全化計画を着実に実行し、町の財政状況の早期改善に努めてまいりたいと考えております。

2つ目、町公表数値と総務省の決算カードの数値の違いということで、ご質問いただいて

いる件でございます。

まず、総務省の決算カードとは、各年度に実施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、各市町村ごとの普通会計歳入歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに1枚のカードに取りまとめたものとなっております。

この決算カードと町の公表資料、言っているものとしましては、主要な施策の成果に載っている性質別というものでございます。この数値が異なるのには、2つの要因がございます。

まず、1つ目といたしまして、町の公表資料につきましては、一般会計ベースとなっております。それに対しまして、決算カードにつきましては、普通会計ベースということになっております。これは、例えば本町でいいますと、普通会計には、現在でしたら一般会計以外に住宅新築資金貸付事業特別会計、それと水洗便所改造資金貸付事業特別会計、この2つが加算されている分ということになっております。その関係で、一致しないということがございます。

2つ目の理由といたしまして、決算カードの基となる地方財政状況調査を作成する際には、作成要項に基づき、科目間の振替などを行っております。

これらにより、町公表数値と決算カードの数値が異なっているということがございます。

次に、3つ目の令和3年度予算編成に関する質問でございます。

令和3年度は、持続可能なまちづくりを構築するため、河合愛A I 構想を着実に推進していきます。その上で、コロナ禍に伴う町税等の減収や、少子高齢化による社会保障関係経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想されますが、福祉や教育など一定の行政サービスを維持していくため、国や県に対し、強力に財政措置を要望し、財源を確保したいと考えております。

また、町制施行50周年の節目でもあることから、郷土愛を育むとともに、河合町の魅力発信や地域振興を推進するための施策も盛り込んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） すみません、私のほうからは、まちづくり基本条例のタイムスケジュールということで、お答えをいたします。

職員による庁内検討会議及びワーキンググループを今年中に立ち上げまして、今年度内を

めどにタイムスケジュールを打ち出したいと考えております。

以上です。

○広報広聴課長（桐原真以子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 桐原広報広聴課長。

○広報広聴課長（桐原真以子） 私のほうから、質問の5番、①の河合愛A I構想に関する若い世代との意見交換会の開催の時期について、お答えさせていただきます。

これまで、多世代からの意見を河合愛A I構想に取り入れていくために、タウンミーティングだけではなく、町長へのメッセージ、パートナーフェローや諸団体とのやり取り、広報紙の取材の中などで様々なご意見を頂戴し、聴取しております。さらに、未来を担う世代として、より多くの子育ての世代のご意見を寄せていただきたいと思いますと考えております。

ですので、年内の開催に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらにはなりますが、現在調整しているところです。

以上です。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうから、残り、河合愛A I構想についてお答えをいたします。

河合愛A I構想の基本理念「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」、これに基づきまして、現在策定を進めております基本計画（案）、実施計画（案）に位置づけられる事業、とりわけ重点施策に位置づけましたファシリティーマネジメント、子育て環境、教育のまちの各事業は、数値目標を設定し、1万5,500人を目指してまいりたいと考えております。

次に、10月17日のタウンミーティングでは、河合愛A Iビジョンの構成、河合愛A I構想の基本体系と基本計画の一端を、素案という形でお示しをしております。それで、住民の皆様のご意見を賜っております。さらに、アンケートやパブリックコメントでいただいたご意見を基に、現在、基本計画（案）と実施計画（案）について、年内をめどに策定しているところでございます。その案を外部組織に付託し、さらにパブリックコメントを求め、まとめてまいりたいと考えております。

次に、昨年11月のタウンミーティングで、公約をベースとしまして「河合愛A I構想」を掲げました。そのときにいただきましたご意見を反映し、今回のタウンミーティングでは、河合愛A I構想の素案をお示したところでございます。策定途中でございますので、中途

半端と映ってしまったかもしれませんが、今後、基本計画（案）、実施計画（案）を策定し、外部組織、パブリックコメント等を予定してございます。民意を求める時期、手法には様々な考え方がないと認識しておりますが、年度内の策定に向け最善を尽くしてまいりたい、このように思っております。

以上です。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、6番目の史跡指定地大塚山古墳群保存管理計画と今後の整備計画についてということについて、お答えさせていただきます。

平成9年度に史跡大塚山古墳群保存管理計画を策定しまして、指定地の公有化を目安に設定をいたしました。そして、平成10年度より買上げ事業を継続しています。

これまでに大塚山古墳群のうち、大塚山古墳、城山古墳、中良塚古墳、これは指定名称は高山塚1号古墳なんですけど、この3基の古墳で買上げを行っております。

まず、大塚山古墳では、指定地面積の4万1,163.38平方メートルのうち3万3,208平方メートルを買収し、町有地面積の割合は、平成10年度以前の取得分も含めて90.6%となっております。また、現状変更の対応分として、城山古墳で392平方メートル、中良塚古墳で574.34平方メートルを買収しています。

今後の事業の予定としましては、大塚山古墳の残り3,782平方メートルは、令和5年度に買上げが完了する予定となっております。以降、城山古墳、丸山古墳の買上げ事業を継続していく予定で、これらの買上げの完了は、令和11年度以降になる見込みとなっております。

また、中良塚古墳につきましては、平成9年度の策定の史跡大塚山古墳群保存管理計画に基づき、既存の建物の改築等の時期を見て、現状変更対応分として公有化を図る予定となっております。この部分につきましては、その現状変更の事案が生じたときに対応するということとなりますので、年度は未定となっております。

続きまして、買上後の整備についてですが、令和3年度、4年度で保存活用計画、令和5年度に整備基本計画を策定し、整備事業につなげていく予定です。史跡指定地内には便益施設などは整備できませんので、周辺の既存の公共施設や民間の協力を得て、廣瀬神社などの周辺の歴史遺産を含めた古墳群の活用を目指していきたいと考えています。

次に、旧西穴關保育所用地についてですが、この土地につきましては、史跡大塚山古墳群のうち高山3号墳、指定名称では高山塚3号古墳になるんですけど、この東側に隣接してい

ます。他の古墳も含めて、史跡指定地というものは本来の古墳の範囲と全く同じというわけではありませので、その部分全体が、本来の古墳の範囲全体が指定されているとは限らず、高山3号墳も、本来は現状の大きさの倍ぐらいにはなるのではないかというふうに推定されているところではあります。

旧西穴闇保育所用地にも、本来の古墳の範囲が及んでいるというふうに考えられています。プールの設置をする際に事前の発掘調査が行われておりますが、堀の痕跡、僅かな痕跡でしたが確認し、埴輪の破片や勾玉が出土しています。この用地につきましては、売却後に、本来の古墳の推定範囲の上に、その部分で工事がされるということになりましたら、事前の発掘調査というのが必要になってきますけれども、その発掘調査の結果で、重要な遺構が確認できたら、また追加指定というふうに進んでいくというのが、通常の流れということになります。

最後に、史跡大塚山古墳群の大塚山古墳以外の7基の古墳の所有区分について説明いたします。

城山古墳は、先ほども申しましたように392平方メートル、指定地の2.8%が町有地、残りの1万3,823平方メートルは、全て民有地となっています。

中良塚古墳につきましては、4,699.34平方メートル、73.9%が町有地、残りの1,656.07平方メートル、26.1%は民有地です。

丸山古墳は、指定地面積1,965平方メートルの全てが民有地です。

残る4基の小規模な古墳、高山2号墳185平方メートル、高山3号墳181平方メートル、高山4号墳95平方メートル、九僧塚古墳92平方メートルの史跡指定地は、全て町有地となっております。

以上です。

○議長（杵本光清） 町長、町長のお考えを尋ねる分もあつたんですけれども。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、元年度の決算、県が5市町に重症警報を発令についてというところで、答えさせていただきます。

本町では、数年来、財政状況が本当にもう厳しい状況にあります。今回の新聞記事につきまして、厳しい状況下にあることを再認識いたしました。

ただし、記事にもありますように、具体的な健全化対策を講じている町は、河合町だけだ

と言及していただきました。ただし、河合町だけでは限界があります。さらに、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

町では、これまでも県に対しまして、財政支援等に関する要望を行ってまいりました。また、町独自でも、財政健全化の推進に取り組んできたところでもあります。今年4月からは、行財政改革担当として、県から横山参事を派遣してもらっております。参事には、県に対する財政状況報告や、財政支援要望に同行してもらっております。

今回、市町村への財政支援も検討という、踏み込んだ知事の発言内容は、本町のこれまでの取組が、ある程度反映されたものと認識しております。今後、本町の独自の取組も当然ながら、県の支援も得ながら、財政健全化という歩みを進んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問1について、関連で、町長にお尋ねします。

知事の発言の「入院」とは何を意味するかは分かりませんが、具体的な方策について、県と町とで既に話し合っていますか。令和2年、今年度もあと4か月、何か支援策、財政的支援策、処方箋は出してくれていますか。この点について、財政支援について、ちょっと踏み込んだ発言は知事からありましたが、具体的に幾らほど無利子で貸していただけるのか、そういうお話はまだ出ていないのでしょうか。その点、教えてください。

○総務部参事（横山泰典） 議長。

○議長（杵本光清） 横山参事。

（「町長でなくていいんですか」と言う者あり）

○総務部参事（横山泰典） すみません。具体的な勉強会等のお話について、私のほうから答弁させていただきます。

勉強会につきましては、12月中に一度、県のほうと協議を行う予定ということが今決まっているところでありまして、今後それに従って進めていくということになるかと思えます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 担当部長でも結構なんですけれども、財政支援として、例えば令和2年から4年、二、三年かけて、毎年2億3,000万の元金償還の先送りをやっていますけれど

も、例えば、これ個人的な素人考えなんですけれども、今年度2億3,000万、何とか無利子で貸していただくような交渉などをされてはどうかと思うんですけれども、そういうことはお考えになっているのでしょうか。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 具体策については、私どものほうからは、ある程度の数字をお示ししてお願いを申し上げておりますが、奈良県におきましても、予算等の関連から県議会への対応等もございますので、ここでは言及は避けたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 同じく、また清原町長にお尋ねします。

今回示された財政カルテについて、2点質問します。

河合町の財政悪化の要因は、公債費、土地開発公社が約29億円と、こども園建設12億円だけと思えますか。

もう一点、主要財政指標ワースト5の該当数、河合町は4あります。重症でなく重体に近い状態だと思いませんか。どのように認識していますか。清原町長のお考え、お示してください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今までの負債のことにつきましては、今、議員2例おっしゃっていただきましたけれども、自分自身としましては、やっぱりいろんな積み重ねが、こういうようになっているのかなと。先ほども土地開発公社の開発、公社のそういうこととか、認定こども園の件もありましたけれども、やっぱりそれ以外でも、いろんな面でちょっと見直しをしていく部分、そういう課題をいただいていると思っております。

それから、あと一つ、ちょっともう一度、すみません、ちょっと。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ワースト5の該当数が河合町は4で、重体に近い状態だと思うんですがということで、どのようなご認識されているかということ。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今おっしゃっていただいたように、かなりというか、考えていかなければならない、そういう状況かなと思っております。

ただし、自分自身の考えといたしましては、入院しないで何とか乗り切れるような、そういう施策で今後進めてまいりたいと思っております。状況につきましては、先ほども申し上げましたけれども、本当に厳しいということは再確認しておりますので、よろしくお願いたします。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 担当部長にお尋ねします。

財政カルテの件ですが、財政カルテを見ますと、記載の取組項目について、1、公債費の負担軽減で、具体的な改善例として4つの処方書が書かれています。改善策が書かれています。そのうちの中で、1番目の公債費の負担比率の4つある中で、将来の公債負担を見据えた借入れと、償還期限の設定となっております。これの文言についてお尋ねします。償還期限の設定で、令和5年以降も元金償還繰延べなんかも考えておられるのでしょうか。その点も、ちょっと教えていただきたいと思えます。

次に、2番、人件費の縮減です。これについては、会計年度任用職員も含めた人件費の見直し、業務の効率化による手当の削減等が、改善が示されています。そこにまた、河合町については、昨年度は町長選挙等に伴う残業手当の増加により、諸手当月額が全国平均を上回っていると指摘がありましたが、この点についてもどう対処するか、今後業務の効率化をどう図るか、町長からコメントをお願いします。担当部長からお願いします。

3番目、歳入確保では、資産差押え等滞納整理の徹底、固定資産税の適切な課税、未利用地の処分、有効利用促進をと言われていています。この点を鑑みますと、今回、個別外部監査導入も喫緊の課題ではないかと考えますが、この事案に対しても見解をお示してください。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） まず、もちろん財政状況の評価なんですけれども、町長、先ほど申しましたように、大変厳しい状況でということです。県との合同勉強会も開かれるということで。

ただし、一つ申し上げたいのは、財政見直し、先日発表させていただきました。低空飛行なんですけれども、ちゃんとコントロールは、財政当局としてはしているという認識でおります。

それから、地方債につきましては、当然コントロールしておりますので、将来を見通した借入れを予定しております。

それから、人件費につきましては、今、長谷川議員がおっしゃっていただいた項目も含めて、県との合同勉強会のほうで議論することとしておりますが、基本的に人件費は、本町の場合、非常に低く抑えております。今後、合同勉強会の中で、予断を持たずにあらゆる角度から検討をしていくと、実行していくというふうに考えております。

歳入確保につきましては、個別外部監査という議論はあるんですけども、町長、副町長申し上げたとおり、税務当局の人員確保と、それと事務の徹底ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 答弁ありがとうございました。

歳入確保についてお願い申し上げます。

個別外部監査は、いろいろ諸問題があると思いますけれども、税収増を図る面からいって必要かと思えますので、今後協力的に施策を練っていただくようお願いいたします。

次に、町長にお尋ねします。

先ほど、S新聞で掲載されているように、「河合町のみ、財政健全化計画見直し案を策定としています」となっておりますが、平成29年から33年、5年間の緊急対策期間として、見直し計画を立てています。実は、平成29年から31年まで、どれだけの見直しができましたか。それを改善できた具体的な事業を挙げてください。

それと、この令和元年度から令和4年度までに償還金を繰延べしているということは、全く計画を、もう一度再々見直さなければいけない事態だと思えますが、その点について、どのようなご見解ですか、教えてください。清原町長にお尋ねします。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 財政健全化計画の効果ということでございますが、まず、平成29年度につきましては、計画の予定額といたしまして5,911万6,000円。それに対しまして、効果額というのが4,985万9,000円ということになっております。主な内容といたしまして、町税収入等の確保と徴収率向上のための取組の推進というところで、1,091万7,000円の効果

あったと。あと、人件費の削減というところの部分について、給与の削減ということで、2,784万円の効果となっております。

平成30年につきましては、計画予定額1億7,654万6,000円。これに対しまして、効果額といたしまして1億3,310万3,000円ということになっております。これの主な部分といたしまして、資産の有効活用ということで8,052万9,000円。それと、町税収入、先ほど申し上げました町税収入のところですが、1,512万5,000円。あと、職員の給与の削減ということで、2,609万5,000円というものが主なものになっております。

あと、元年度なんですけれども、計画額1億6,414万6,000円に対しまして、効果額といたしまして1億971万4,000円ということになっております。主なものといたしまして、町税などの徴収率の向上2,111万5,000円、ふるさと納税の推進1,270万5,000円、あと、給与の削減2,772万8,000円などとなっております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 数字は、ありがとうございました、こちらもつかんでおります。

町長にお尋ねします。

今まで、改善策で効果額も算定しています。公共施設使用料の減額とか、遊休用地の売却とか、交流センター用地の方向性とかいろいろ諸問題、各種団体への補助金見直しとか、文化会館の休止の検討とか、いろいろ検討項目がありましたけれども、そこら辺の考えはどのように今後するのか。それだけ教えていただけますか、この点については。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘があった部分については、実は今年度夏ぐらいから、毎月検討をしております。まだ、最終的なところまでいっていないんですけれども、各課題別問題をみんなで出し合いまして、どういように変えていったらいいのかなということで、今検討をしている最中でございます。また、ある程度方針が出てまいりましたら、今言っていた事柄についても、また実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 　いつ頃の予定なんですか。大体でもいいですから。

○町長（清原和人） 　議長。

○議長（杵本光清） 　清原町長。

○町長（清原和人） 　ちょっと今のところ、議員おっしゃっていただいたその期限につきましては、まだそこもちょっと未定になっておりまして、とにかく全ての部から、いろんな事柄をちょっと洗い出すという、そういう今作業をしていますんで、今答えられるのは、なるべく早く、そういう方向性が出ましたら、先生方にもお示ししていきたいと思っております。

　以上でございます。

○7番（長谷川伸一） 　はい、議長。

○議長（杵本光清） 　長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 　今、担当部長から、財政見通しについて10年間、読ませていただきました。ちょっとはしよりますけれども、歳入の町債について、令和3年から令和10年まで合計34億7,200万、この起債の主な目的事業と額を教えてください。

　昨日、坂本議員の質問答弁で、令和2年に退職手当債を考えているとのことですが、この町債に盛り込んでいますか。今年の定年退職者数と早期退職者数を教えてください。

　歳出の投資的経費について、令和3年から令和10年までで33億1,400万円となっていますが、今後予定している事業はどのようなものなのか、教えてください。事業内容と積算額もお示しください。

　旧第三小学校の改修などのリノベーション関連の事業費は、盛り込まれていますか、算入していますか、教えてください。

　財政指標などの見通しについて、昨日の坂本議員への答弁をお聞きしても、なかなか理解できません。特に、実質公債費比率に関しては、非常に理解し難い。改めて担当次長のほうから、全指標数値の積算根拠を書類でお示し願います。

　財産売却といって、財産売却収入が減少の場合、穴埋めは他の財源からとも昨日説明がありました。退職手当債で借金してカバーするのですか。その点、教えてください。

○総務部次長（上村卓也） 　はい、議長。

○議長（杵本光清） 　上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 　まず一つ目、財政状況の見通しというところで、町債の関係でございます。

　町債といたしまして、道路・橋梁・ため池の整備として、令和3年から令和10年にかけて

して4億6,000万円ということになっております。住宅整備、令和3年から令和10年にかけて1億800万円。広域ごみ処理施設の整備ということで、令和3年から令和6年、12億円ということになっております。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 退職者数とか、その辺の数字、事前にご指示いただいていたので、今ちょっと直ちに答弁は難しいということで、ご理解願います。

ただ、退職手当債につきましては、我々以前これ、健全化債という呼び方をしております、要は退職者が増えることによって将来的に財政が健全化するということで、一時期の支出の増加について退職手当債を借りると、そういう趣旨のものでございますので、単に借金ということの理解では、私どもはしておりません。あわせて、最近は非常に利息が安うございますので、昔のように5%、6%という利息ではありませんので、財源として、今のところ、もし財源に不足が生じた場合は、退職手当債で補填するという予定をしております。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） すみません、次の質問といたしまして、今後の事業の中に三小のリノベーションが入っているかということでございます。

今までのご質問でもいただいております、第三小学校の部分につきましては、令和3年度に基本設計等の部分是要請をしております。ですんで、今のが、まだ詳細な金額が出ておりませんので、その後に財政の見通しのところに含ませていただくということになると思います。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） すみません、小出しで申し訳ないです。

財政見通しの中に、全ての今予定されているものを、予定される町の計画を全て入れるというのは、これ物理的に無理な話で、ある程度その交通整理はしていかなければいけないと。例えば、その年に3つが集中したら、それを1年ごと3ヶ年に分けてしまうということは、これは財政操作として当然やっていくべきことです。

その上で、三小のリノベーションのことを今お聞きされましたけれども、これにつきましては、公共施設の統廃合による成果は、この財政見通しには入れておりません。ですんで、

それらについての戦略的な部分については、またその歳出もそうですけれども、歳入についても、また計上する。あるいは、歳出の削減効果についても、この財政見通しに入れていく。今の段階ではそれらは含んでおりませんので、まだ現状の施設体系の中での支出という理解をしていただければ。

ですので、年度年度で、そのときその時々々の財政支出、あるいは財政の削減、収入の増加というものは、年度年度で調整はさせていただいて、それは公表させていただくというふうを考えております。

○総務部次長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） それとあと、指標の積算根拠というところでございます。

積算に関しまして、かなりの数値を用いて積算をしております、ちょっと今ここで、口頭で申し上げることができません。また後日、報告をさせていただきます。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） じゃ、後日資料で出していただけますか。

1番についてはこれで終了します。

質問2、3、4については、時間の都合上、再質問は割愛します。

次、5番目の河合愛A I構想について、若い世代の意見交換会が、今いろいろな、パートナーフェローとかいろいろなことでやっていると聞きましたけれども、非常に若い世代の方のご意見をよく聞いて、できるだけ河合愛A I構想に反映していただきたいと思います。

そこで、11月3日、西大和学園高校の1年生対象に、80人ですか、河合愛A I構想の説明会をされたようですが、高校生の反響・反応・リアクションはいかがでしたでしょうか。教育のまちの一環の西大和学園との連携かと思っておりますけれども、その点、担当の方、教えてくださいませんか、いかがでしょうか。

○広報広聴課長（桐原真以子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 桐原広報広聴課長。

○広報広聴課長（桐原真以子） ありがとうございます。

西大和学園のほうの11月3日なんですけれども、こちらは西大和学園の授業の一環で行われておまして、河合町だけではなく、王寺町ですとか、あと生徒たちの興味の範囲が南大和、奥大和と言われる範囲からもということで、3町ぐらいを対象にと聞いております。そ

の中で、河合町に興味を示してくれた80名を対象に、先日のタウンミーティングのほうでお話しさせていただいた河合愛A I 構想であったり、河合町の特性というところ、また史跡などについてお話をさせていただきました。

1時間30分ぐらいの時間をいただいて、いろいろお話しさせていただいたんですけども、その中でもいろんな案を、都度都度生徒のほうからいただいています。また、今日、明日ぐらいで、河合町を選ぶ生徒たちの確定がするというので、今お返事待ちの状態なんですけれども、その後また3月に、西大和学園のほうからもプレゼンの企画をいただけるということです。そちらのほうも踏まえまして、河合愛A I 構想の中にも意見を入れていきたいと考えておりますし、また今後、先生方とも西大和学園との連携を進めていきたいというお声をいただいております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ご説明ありがとうございました。

清原町長にお尋ねします。

人口減少に歯止めをかける一番の対策は、やっぱり財政再建をすることが一番の、県の今度のような重症警報で河合町のイメージが悪くなったと思うんですが、若い世代にまちのイメージをよくして、若い世代の流入を図るべきかと思います。

そこで、若い世代にまちの魅力を感じてもらうには、やっぱり清原町長のお得意の、教育に力点を置いて教育の質の向上を目指したり、厳しい財政ですが、やりくりして教員の加配などを行い、1クラス20人の少人数学級にして、落ちこぼれない教育を、小中教育を図っていただくということもいかがかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。また、コロナ感染対策からでもいいかと思うんですけども、その点、ご意見お聞きします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、おっしゃっていただいたように、とにかく人口減を抑えるということで、一つの柱になるのは、やっぱり財政健全化というか、これは絶対していかなくてはならないと思っております。

それから、やはり人に入ってきてもらうということで、私これで、ちょうど1年と9ヶ月ぐらいですかね、町長の職に就かせていただいて、ここ2年以内は前町政のことをやり切る、

引き継いだことをやり切るということで、認定こども園なり、それから今、二小と三小の統合は、三小の子供たち、今は二小のほうに行きましたけれども、まだあと校舎改築、あと半年ですか、残っているという状況になっております。

この中で、今年4月というか、認定こども園開園しまして、まだまだ成果は薄いと思うんですけども、月によっては、河合町に転入していただく、役場の入り口に、私も毎日見ているんですけども、ここ多分何ヶ月間は、そういう事態にも、状況にもなっているかなと思っております。

ただ、魅力をつくっていかないと、なかなか人って来てくれませんので、今提案していただきました、今はコロナ禍で、本当は少人数で授業をするという、そういうことがすごく今、重大な問題になってきております。ちょうど今年、9月の議会でも説明させていただきましたけれども、7月ちょっと収まった時期に、一度学校訪問させてもらって、やっぱり中には、ちょっとある学年によっては、ちょっと人数の多い、そういうところもございました。ただ、その学校現場からもしっかり声を聞くということで、多分そういう部分も、今度2次のコロナ対策にも少しは生かせるかなと思っております。

ただ、教員の加配、県からもいただくようなことも働きかけしながら、町内でも何とかまた考えていきたいと思っております。

現時点では、多分各校に町費講師の先生方、多分1名は入っていると思うんですけども、何らかの改善ができるように、また教育委員会ともちょっと協議しながら考えていきたいと思っております。

絶対にその人数的なことは、もう今議員おっしゃったように、やはり昨日も申し上げましたけれども、毎年学校現場、荒れている状況で、いじめ、不登校、暴力問題、もう右肩上がりに増えております。だから、何とかこのコロナ、マイナスの部分なんですけれども、それをうまく生かして、生かして、学校現場の改善には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、通告書に基づいてお願いいたします。

○7番（長谷川伸一） はい。

同じく、河合愛A I構想なんですけど、これ、お隣の斑鳩町ですが、昨年12月から総合計画審議会が開かれ、今年11月に審議会より第5次総合計画（案）が答申され、斑鳩町の12月議会で議案として上程され、議会の承認を得る段取りとなっております。

河合町では、この河合愛A I 構想基本計画、実施計画ができましたら、議会に承認を得る考えはありますか。そこら辺、その点、教えてください。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） お隣の斑鳩町では、議会の議決に付すべき、議決すべき事件に関する条例で求められておるといふうに聞き及んでおります。

本町におきましては、審議会において、議会から選任いただいた議員さんにいろんなご意見をいただく。また、全員協議会で、案が出来上がりましたらお示しするという形を考えております。

昨日、西村議員のご質問にもありましたように、条例化というところまでは、今現在考えてはおりません。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 担当部長にお尋ねします。

令和2年度の河合愛A I 構想に係る業務委託費150万円が予算計上しておりますが、既に随意契約で専門会社と委託契約しています。この業務委託の内容をご説明いただけますか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 業務委託でございますが、河合愛A I 構想及び次期総合戦略策定ということで発注をしてございます。策定に必要な調査、専門的視点、第三者の視点で助言を行っていただいて、河合町の地域特性を踏まえた、より効果的、実践的な河合愛A I 構想及び次期総合戦略の策定の支援をいただくという業務内容でございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、残り1分です。

○7番（長谷川伸一） はい、もうこの1点。

大塚山古墳群整備管理計画、ご説明ありがとうございました。いろいろ文化財的なことは、また後日、また次の機会に質問いたします。

今回、西穴闇保育所の跡地の売却について、今年度予算が上がっていますので、この点の進捗具合をもう一度教えていただきたいのと、この地域の用地の地籍調査はされて、境界は確定しているのかどうか、教えていただけますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 本年度財産収入として計上しております町有地の売却でございますが、昨日も答弁いたしましたとおり、河合幼稚園の跡地に関しまして、先行して入札公告を打つ予定をしております。それに引き続きまして、入札を執行すべく、現在西穴闇保育所の分も進めておるところでございます。

そして、地籍調査が完了しているかというご質問でございますが、現在そういう境界確定には至っていない状況となっております。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今の答弁ですと、かなり時間がかかるということで認識してよろしいですか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 幼稚園と比較して遅れているという事実はございますが、年度内の完了を目指して作業をしているという状況でございます。

○7番（長谷川伸一） 以上で質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は、14時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（杵本光清） 9番目に、常盤繁範議員、登壇の上質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

なお、今回の質問に関しましては、昨年12月定例議会において予告させていただいた、河合町職員の職場の環境、そういったものの改善、そういったものを念頭の上で通告書のほうを作成しまして、質問をしております。

まず、設問としましては、2点質問をさせていただきます。

1点目としましては、ノウハウの共有と活用について。

新型コロナウイルス感染症対策推進室設置による給付事務の事務内容や留意点、人員配置、それぞれの役割といったノウハウや、当初想定した対応内容を改善された内容等々を記録、データ化する。

新型コロナウイルス補正予算に伴う、庁舎玄関へサーモメーターを設置した運用方法、また附属品で必要とされ準備した備品等々、運用についての留意点などの内容を記録、データ化する。

上記2点のみならず、各部署新規また特命の形で準備・運用する事項について、運用に至るまで、運用後に改善された点をノウハウとして記録し、データ化して、全職員閲覧できる状況でございますでしょうか。確認のため、以下の内容を質問いたします。

A、起案の段階で、運用方法や附属品として購入予定品などを回議するために書面等を添付し、起案書として回議されているのでしょうか。

B、その起案書に運用後改善点があった場合に、改善点を記載しておくことは実施しているのでしょうか。

C、最終的に起案書や運用後改善された点をまとめた内容をデータ化、保管期間を定めるといった処務規程等は策定されているのでしょうか。

続きまして、設問2つ目に移らせていただきます。

一般質問質疑についてでございます。

奈良新聞、令和2年10月1日付の記事「下市町会 町議の理事者答弁入手問題 政治倫理条例検討へ」の記事を基に、以下の内容を質問いたします。

では、まず初めに、その奈良新聞、令和2年10月1日付の記事を読み上げさせていただきます。

ます。

下市町会、町議の理事者答弁入手問題、政治倫理条例検討へ。

下市町議会の6月定例会の一般質問で、同町議会議員の一人が事前に理事者答弁を入手していた問題で、同町議会の議員倫理調査特別委員会（尾上治吉委員長、8人）が30日開かれ、理事者側から事実関係を聞き取り、今後の対応を協議した。同町議が倫理に反しないことを再確認し、議会として議員政治倫理条例の策定検討を行うことを、全会一致で決めて終了した。

理事者側の説明では、一般質問の答弁をする同町課長の前任者が休日当直中、当該町議から電話で問合せがあり、前任者は担当課長に聞くよう話した。しかし、教えてほしいと要請され、管理者会で事前に共有していた答弁内容を伝えたという。杉本龍昭町長は、前任者の職員を厳重注意処分とし、「職員はみんな意識を持っており、今後はない」とした。

調査特別委員会は全町議で構成。他の町議からは「資料請求はしても、事前に答弁書もらったことは一度もない」、また「一般質問は真剣勝負の質疑応答。答えを事前に得ることはあってはならない」などの意見が出た。当該町議は、委員会休憩中に「混乱させた」として謝罪した。

尾上委員長は、取材に対し「意見を交換し合って倫理の認識を共有でき、条例を検討する方向でまとまった」と話した。

この記事に基づきまして、質問をさせていただきます。

A、記事内容と同様に、議員の求めに応じて答弁内容を伝えることは、趣旨確認という意味であると思います。「下市町議会は、倫理に反しないことを再確認した」となったようですが、下市町長は、対象の前任職員を厳重注意処分としたとあります。河合町議会で同様のことがあった場合は、処分対象となるのでしょうか。

B、また、そうなる場合は、どういった条例・規則・規程に抵触するかご答弁ください。

C、質問通告書に対して、答弁の趣旨・方針を事前に明らかにされることは、建設的な質疑を行う上で必要と考えます。しかしながら、再質問については困難なこともあります。令和2年9月定例議会にて、議会基本条例が制定されました。その第18条に「会議における質疑応答」の条文があり、第2項に町長等が質疑・質問者に対して、質疑・質問の趣旨確認（反問権）を規定しています。建設的な質疑を行うため、その件についてどのように考えられているかご答弁ください。

以上、通告の質問を読み上げさせていただきました。

再質問につきましては、自席にて行います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） まず、私のほうから、議会基本条例につきましてお答えさせていただきます。

河合町議会基本条例が施行し、議員の皆さんの質疑または質問に対しまして、そのご発言の論点や争点を明確にするための趣旨確認ができることとなりました。これによりまして、不明点を確認させていただくことにより、かみ合ったものとなり、議論を深め、結果として、住民など議論に参加していない方への理解や関心が高まる効果があると考えております。

以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました1点目、ノウハウの共有と活用に関するご質問に対しましてお答えいたします。

事務処理に関する内容を規定した河合町役場処務規程では、全ての事務は決裁を得て処理しなければならないことが規定されており、議員ご質問の際に触れていただいた、庁舎玄関に設置しているサーモマネジャーの購入に関する事務に関しましても、決裁を得た上で執行しております。

起案する際に添付する書類につきましては、処務規程第10条第2項に「関係法令その他参考となる事項または書類を添付しなければならない」と定められており、各担当者の判断により、それらの書類を添付し起案することとなります。また、係長、課長と順に回議する中において不足があれば、その追加を指示し、最終的に決裁を得るとというのが、全ての事務に共通する流れとなっております。

決裁後、その内容について大幅な変更などが生じる場合は、新たに起案し、決裁を得ることとなりますが、議員ご質問のような、運用の改善点を記載するといったルールは定められておりません。ただし、例えば選挙事務のように、数年に1度しか事務執行する機会がないようなものであれば、各担当者の判断で、今回の反省を踏まえ、次回への改善点として書き記した資料を作成し、次に生かしているといった例もございます。

これら公文書の保存に関しましては、文書編さん保存規程に基づく文書の件名の一覧表などを作成し、当該規程に基づく文書分類表に定められた保存年限に従い、保存しているところ

ろです。

現在のところ、公文書のデータ化といったことは実施できておりませんが、職務上必要な範囲で、その文書の件名一覧表などを職員間で共有するといったことは可能な状況となっております。

次に、2点目にご質問いただきました一般質問質疑に関しまして、まず下市町の事例につきましては、奈良新聞の記事内容についてのみ承知しているところでありまして、詳細に把握しておりませんので、記事内容に基づく答弁となります。

各議会の定例会におきまして一般質問の通告をいただいた際、ご質問される議員にその趣旨などを確認する中で、答弁内容にまで話が及ぶことはよくあることであり、議論を円滑に進めるために、一定の範囲で必要なものであると言えます。

しかし、下市町の事案は、質問事項の担当職員でない者、つまり前任者が管理者の会議で共有されていた答弁内容を伝えたことを問題として、処分の対象となったものと考えられます。

このような行為が、本町の場合、処分対象となるのかというご質問ですが、これまで本町におきましては同様の事案もなく、処分基準に明確に該当するものもないため、この場で直ちにお答えすることはできません。ただし、一般的な処分実施の流れといたしましては、事案が発生後、分限・懲戒審査委員会、これを開催いたしまして、その対応を検討することとなっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、一問一答の形で再質問させていただければと思います。

まず、設問1のBの部分で回答いただいた内容、河合町処務規程というのが私の手元のほうにあるんですけども、こちらのほうで、第10条2項の部分で処理を行っているという形でお話を伺いました。その条文を読み上げますと、「起案文書には、必要により、本文の前に処理の理由を簡明に記述し、関係法令その他参考となる事項又は書類をその末尾に付記し、又は添付しなければならない」とありました。

ここで質問させていただきたいんですけども、例えばですけども、こちらのほうの通告書のほうに記載させていただいておりますサーモマネジャー、こちらのほう、設置しますよというお話というのは、協議会等で説明は受けております。しかしながら、そちらのほう

には、カタログだけのお話だったんですね。それに対して、我々議員側として、どういうふうにするんですかというやり取りをさせていただいたと思うんですが、本来であれば、議会側に説明をいただく前に、当然のことながら、こういったものは会議を行った上で、上長に対して承認をいただいて、こういう形の方針で、運用をこういうふうにしますよという形を基に、我々議員側のほうにご説明いただければ、さらに円滑な説明会、協議会の運営というものが図れるのではないかなと、そのように考えるんですけども、当時の状況も踏まえて、ご見解といたしますか、ご答弁いただけますでしょうか。どのように、扱いとして、規程としてあったものに対して、実際はこうであったというところをご答弁いただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 玄関に置きましたサーモマネジャーにつきましては、まず非接触型の体温計が必要であるということで、対策本部のほうで購入を検討しました。実際の運用につきましては、資料等は起案には添付はしてございませんでした。実際の運用方法につきましては、その本部会議の中で、口頭で、こういう対応をしていこうということで進めてまいりました。

今後につきましては、そのあたりを文書で明確にしていきたいなというふうには考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、購入する備品等そういったものを、せめてカタログスペックのもので構わないから提示していただけると、円滑な審議のほうができるんですけどもというところを以前求めさせていただいた上で、職員の方々におかれましては、努力していただいて、限られた時間の中でご準備いただいたというのは、私理解しているところでございます。

しかしながら、もう一步踏み込んでいただいて、運用する形としてはこういう形のものですよと。文書にするのはなかなか、もしかすると文書化するのが難しいかもしれません。もう、手書きの配置図、こういう感じになりますよと、もうこれで十分ですから、一つの資料として今後は添付していただいて、円滑な審議につなげていければと、そのように考えるところでございますので、その件に関しましては、ぜひ努力していただきたいと考えております

んで、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

Cの部分に関しましてなんですが、先ほどご答弁の中に、資料作成の特例事項ですか、特命事項についての資料作成の例はあるよという形で、ご答弁いただきました。そのものに対して、例えば文書編さん保存規程というのがあって、そういったものを保存しているというご答弁ありましたけれども、この保存の仕方として、文書として、要は紙ベースとして保存されているのか。また、その規程には、データ上で保存するということも踏み込んだ形で行って規定されているのか。そこを確認させていただきたいんですが、ご答弁ください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在の文書編さん保存規程の内容につきましては、紙ベースでの保存、これを前提としたものとなっております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今後、例えば、なかなか町職員の正職員さんを増やすとか、なかなかそういう形の方向性というのは難しいと、見いだせないところもあります。また、国のほうでは、なるべくサービスを利用される方を前提とした話だけに今はなっているところでありますが、役所の処理の方法をちょっと見直していきましょと、行政改革担当大臣のほうが進んでいるところもあります。

そういったところも踏まえて考えますと、何をもって改革していくか、直していくかというところのデータベースがないと、直しようがないところもあるわけですね。自治体によっては、それぞれケースがあるわけです。そういったものを把握しておくためにも、紙ベースでのデータ保存というのは、一つの方法としてありますけれども、非常に紙を使うわけですよ。それはそれで、経費がかかるわけですね。

そういったところも踏まえて考えますと、データ保存というところの部分は、保存規程に盛り込んで、そのデータをどういうふう保管するか。例えば、クラウド管理もありますし、昔ながらで言えばフロッピーディスクとか、外部の記憶媒体を利用するとか、いろいろな方法があると思いますけれども、そういったところも踏み込んだ形で考えていただきたい。

かつ、申し上げておきたいところとしてあるのは、設問の、まず質問をさせていただいた内容にあるように、データ化して全職員さんが閲覧できるような状況を、できれば目指して

ほしい、そのように考えます。

理由としましては、その担当者職員さんがノウハウとして自分自身持つのは、それは結構なことだと思うんです。また、その職員さんが評価の対象となるというのは、当然のことだと考えます。しかしながら、その職員さんがいなければ、物事が円滑に進まない。ほかの人間が仮にやることになったとしたら、例えばその何年か前に、似たような事例を担当した職員がいたとして、その人間に対してヒアリングを行う。そのヒアリングを基に、じゃ、それをベースにやってみようかという形から着手し始めると、おおよそ、その人間も初めてする仕事のような形に近い形になるんですね。非常に効率が悪いんです。

私自身経験した話なんですけど、自分自身が担当した会社のほうで、6年間で私のような担当者が6人替わった会社がありました。そこはもう、離職率が毎年20%を超えるような状況で、新たに新人を育成したとしても、どんどん抜けていく、離職していくような、そういった形の会社でございました。そういったところで、こういった形の業務指示が行われたかといいますと、全て口頭処理なんですね。もう、マニュアル化、つくる余裕もないんです。

非常に重要なことなんです。明文化して、自分が空いている時間にでも確認できると、そういった形を取れるような体制にしていく。これ、特命事項に関しての限定した話なんですけれども、そういったところは目指していくべきではないかなと、そのように感じるところであります。

また、加えて申し上げたいところであるんですけども、今現状において、正職員さんの数が176名ですかね。それと、会計年度任用職員さんのほうが100名ぐらいですね。合計すると、河合町の職員さんの数というは276名。要するに、2対1の比率なんです。予想するところですよ、実際そういう形のものを見たからどうのこうのという話ではございません。もしかすると、そうではないかという意味合いで、もしかすると、その正職員さんの仕事を待って、実際にその任用職員さんが初めて仕事できる。もしくは、指示を待って、これ以外のことはちょっと待ってくださいと言われながら一日を過ごしてしまう。そういったことも、もしかすると往々にしてあるのではないかなと。

そういったところは、やはり明文化しておく。ご自身の仕事は、こういう形のものでできますよと、やってくださいねと、分からないことがあったらという前提の上で、分かるような形にしておきながら経験を積んでいただくと、そういった体制をつくるべきではないかなと、私自身は考えております。

希望として、そういった職場環境をつくっていただきたいというところで、考えていると

ころであるんですけれども、一つ、ここで質問させていただきたいのは、今現状で、会計年度任用職員さんが、正職員さんに改めて採用されるという道筋というのは、現状ではありますでしょうか。これは確認させていただきたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在のその採用条件の中で、会計年度任用職員であるということをもって、何らかのその正職の採用につながるといったことはございません。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 昨年度から、正職員さんの採用のほう、新卒ベース、あとは社会経験のある方も踏まえて採用されていると思うんですが、私としましては、その正職員さんの採用の候補として、実際にその役場の仕事に従事している会計年度任用職員さんは、実効的な戦力として非常に重要ではないかなと思うんです。

私として思うのは、そういったところの門戸は閉じる必要はないんじゃないかなと。改めて試験を受けていただくことは前提として、そういった任用の方法もあるよと、希望があれば。希望をそぐのではなくて、こちらとして非常に優秀であると判断される場合は、理事者側として、そういった道筋もつくるべきではないかなと、そのように考えるところでございます。

この件に関しましては、少し逸脱している形でございますので、答弁のほうは結構でございます。

設問の2のほうに移らせていただきます。

先ほど、小野課長のほうから、Bの設問について返答がございました。懲戒審査委員会というんですか、こちらのほうのメンバーを教えてくださいませんか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 分限・懲戒審査委員会と申しまして、その組織としましては、副町長、そして教育長、そして全ての部長となっております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） こちらのほうには、町長のほうは参加されていないのでしょうか。

- 総務課長（小野雄一郎） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小野総務課長。
- 総務課長（小野雄一郎） 委員会の役割としまして、町長が処分を下そうというときに、町長の諮問に受けるという目的となっておりますので、町長は参加しておりません。
- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（杵本光清） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） では、具体的に、こちらのほうの分限・懲戒審査委員会、こちらのほうの話し合う内容というのは、かいつまんだ形で結構ですから、お話しいただけますでしょうか。ご答弁いただけますでしょうか。
- 総務課長（小野雄一郎） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小野総務課長。
- 総務課長（小野雄一郎） 実際に何かそういう事案が生じたときに、どの程度の処分が妥当かということ、過去これまで分限・懲戒審査委員会が答申してきたデータベースというのがありますので、そういったものであるとか、他市町村での処分の事例などを勘案いたしまして、処分内容について答えを返すということをしております。
- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（杵本光清） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） では、この審査委員会の会議録、保管されているのでしょうか。
- 総務課長（小野雄一郎） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小野総務課長。
- 総務課長（小野雄一郎） 歴代の人事担当の課長の引継ぎ事項の中に、データ化されたものが引き継がれております。
- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（杵本光清） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） 私どものほうで、当然議長のほうに申請を出して、調査権という形でその会議録を請求した場合に、我々のほうに開示していただける形になっているのでしょうか。
- 総務課長（小野雄一郎） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小野総務課長。
- 総務課長（小野雄一郎） 実際にそれが開示できるものなのか、どうなのか。かなり秘匿性が高いというか、機密性が高い内容となりますので、ちょっと開示できるかできないかとい

うのは、ちょっとこの場ではお答えしかねます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その審査委員会のメンバーの方々を見ますと、全て河合町の職員さん、特別職の職員さん、公務員さんも含めての形になるんですが、はっきり言うと、内輪だけで判断される形になっているんですね。こちらのほうに、第三者を入れるということは考えられないのでしょうか。

例えば、来年度からリーガルサポートの形で、協議会のほうで説明を受けました。しかしながら、これは来年度の話ですね。今現状でも、顧問弁護士さんとの契約はあるはずなんです。こちらのほうに、例えばこの分限・懲戒審査委員会のほうに、その契約いただいている顧問弁護士さんに参加していただいて第三者的な意見を頂くという形のもの、今まで行われたことございますでしょうか。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） ただいまの質問について、例えば今回ご質問にありました下市町のこれを例に取ります。

例えば、その内部で議論して、答弁の打合せをします。それを紙にして決定したもの、その紙自体を全くの違う方に渡してしまうとか、そういうようなことになると、公務員の守秘義務違反という事に、だから、公務員が職務に携わることに対して、その職務以外のこと、もしくは職務、公務員の職務というのは、全て分限の中に入っております。それに違反するかしないかというのは、職員で判断ができます。ただ、法的にそれが、例えば民法上とか、それから行政審査法とか、そういうようなものに抵触するかということになると、例えば弁護士様の意見を聞いたり、そういう場合がございます。

ただ、今回のような場合の守秘義務違反に当たるというような分限の処分は、町長が下します。その下すための参考として、私どもが議論をして、そして町長に上申をすると、そういうシステムになってございます。ご理解ください。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員、残り1分です。

○2番（常盤繁範） はい、ありがとうございます。

先ほど、若干触れさせていただいたんですけれども、来年度、試行として実施するリーガ

ルサポートの任用についての職務内容6点ほど、11月20日に協議会で説明いただいております。

私としましては、こういった分限・懲戒審査委員会において、第三者の意見をすぐに、例えば公務員法上もあると思うんですよ、自治法上の問題もあると思うんですよ。そういったものも踏まえて、しっかりとご意見いただけるような形のものは、やはり検討すべきではないかなと。こちらのほうはお考えになっていただければと思いますが、いかがですか。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） その点も踏まえて、一度相談をして検討してみたいと考えております。

弁護士の職務として、それが適切かどうかというのもあります。ただ、私どもで職員として任用する場合に、弁護士の本来の職務と違うようなことも何らか書いております。それは今、日弁連のほうで、弁護士もこういうようなものに拡大解釈して職務に当たるといような見解がございまして、それに基づいて、私どもも任用する方向で今進めております。その場合の職務の内容につきまして、一応、もちろん顧問弁護士とそのようなもろもろも相談をして、決定をしたいと思っております。ご理解ください。

それから、ちょっと申し訳ございません。さきほど来、議会でご質問に答える場合に、事前に町議会の方々とお話しするのかということだったんですけども、原点に戻りますが、町政の本来の目的というのは、町民の安心・安全、そしていかに快適に暮らしていけるのかというようなことの観点で、行政の施策を推進します。

しかし、その行政を執行するに当たって、多種多様な課題とか問題点が山積しております。そのような問題点を、この議会の場で行政施策の本意をただしてもらおう。もしくは、これが間違っているんじゃないかというようなことで指摘いただく。そういうようなことによって、町民の皆さん方に、その行政のこと、広く理解を求める、そういうことにもつながるんじゃないかと思っております。それも、一つの議会の本来の姿ではないかなと思っております。

それで、議会本会議で議論いただく場合には、町政全般に広く及ぶようなご質問をいただくと、どの点を論点としてお答えするのか、ぼやけてしまうような危険性もございます。だから、議論がかみ合わない場合は、何となく時間ばかり過ぎてしまうということにもなります。そのために、事前通告をいただいております。そして、その事前通告で、何を論点とされたいのかというのを知っていただくために、事前にお話をさせていただいております。

ですから、ちょっとお願いなんですけれども、その更問が、例えば今日のように数値とか、そういうようなものに及ぶような場合は、例えばそれで、うろ覚えで答弁をしますと、間違った答弁になってしまいます。これ、議事録として残りますので。ですから、そういうような場合は、できるだけ事前に打合せしていただいた場合には、このようなことにも言及するというようなことをおっしゃっていただくと、ありがたいなと思います。それによって、この議会、本会議の議事が効率よく、そしてより効果的に進めることにつながるのかなというふうなことも思いますので、このご質問にちょっとかけてですけれども、これも含めて、事前にお打合せするのは、そういうことで打合せをさせていただくということもご理解していただいて、ご協力願えればありがたいなというふうに思います。

申し訳ございません、ちょっとご要望も入れてしまいまして、申し訳ございません。

○2番（常盤繁範） 質問のほう、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） これにて、常盤繁範議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 大 西 孝 幸